

第四百四十回国会
衆議院
通信委員会

議 録 第 十 号

平成九年五月十五日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 龜井 久興君

理事 熊代 昭彦君

理事 河合 正智君

理事 伊藤 忠治君

理事 川崎 二郎君

理事 坂井 隆憲君

理事 棚橋 泰文君

理事 野田 聖子君

理事 平沢 勝栄君

理事 吉田六左門君

理事 石垣 一夫君

理事 神崎 武法君

理事 山口 一博君

理事 山花 貞夫君

理事 小坂 憲次君

出席國務大臣

郵政大臣 堀之内久男君

出席政府委員

郵政政務次官 野田 聖子君

郵政大臣官房長 天野 定功君

郵政省電気通信局長 谷 公士君

委員外の出席者

大蔵大臣官房企

画官 岳野万里夫君

大蔵省主計局主

計官 南木 通君

参 考 人

(国際電信電話株式会社代表取締役社長) 西本 正君

参 考 人
(国際電信電話株式会社代表取締役社長) 山口 武雄君

参 考 人
(国際電信電話株式会社代表取締役社長) 塚田 一幸君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 宮津純一郎君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 林 豊君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 宮脇 隆君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 井上 秀一君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 木塚 修一君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 丸山 一敏君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 補欠選任

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 新藤 義孝君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 棚橋 泰文君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 平沢 勝栄君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 吉田 公一君

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 同日

参 考 人
(日本電信電話株式会社代表取締役社長) 補欠選任

新藤 義孝君 齊藤斗志二君
棚橋 泰文君 園田 修光君
平沢 勝栄君 竹本 直一君
吉田 公一君 小坂 憲次君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

電気通信事業法の一部を改正する法律案内閣提出第五四号

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

○木村委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

本日は、参考人として、お手元に配付してあります方々に御出席をいただくこととしております。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田六左門君。

○吉田(六)委員 自由民主党の立場で、今話題のNTT再編について少し質問をさせていただきます。

時計を見ますと、十時なんです。私の頭の中ではすぐ二時間引く癖があるのです。なぜかという、娘の留学先のインディアナ州ブルーミントンでは今、夜の八時になるんですね。きつとまだ帰っていない、遊んでばかりいるから。こんなことがいつ頭の中でめぐるのです。

何を申し上げたいかというと、元気にやっていますか、夏休みは帰れるのか、旅にある娘あるいは仲間でも友人でもいいですけども、コンタクトが電話で簡単にとれる、ありがたい時代になったな。

かつては、外国へ電話をかけるなどというとお財布の中をまず気にしなければならなかったような時代です。そして、若くして三十年前にスイスの設計事務所でお手伝いをしてあった時代ですけれども、お金がなくなつてどうにもならなくて、ちよつとうちへ無心しよう、何のことはない床屋さんから借りた長距離電話が、あの山の中の村からびたつと新潟の我が家へまで通じる、すごいなと思つたこのこと、今の日本のこれらに対する進歩度からすると、本当に、皆さんの努力によって日本の今の電話通信、あまねく通信と申し上げていいと思うのですが、これは国際的なレベル、いわゆる国際的なスタンダードになりつつあるな、もう凌駕しているのではないかな、こうさえるうわけですか。

そんな中で、私の当面した今申し上げたようなことは、これは私の私見ですけども、多くの皆さんが大体同じような感じで今手軽に電話通信を使い、そしてまたその享受を受け、便利だな、いいなと思つておられると思うのです。

そんな背景の中で今起ころうとしている再編について、私はこんなことを考えます。グローバル化に向けて今行われようとしているNTTの国際通信分野への進出は、根本的に好ましいものだと私は考えています。

そこでまず第一に、近年、情報通信の国際競争が大変に激しくなつてまいりました。いわゆる大競争時代と言われているゆえにそこにもありますね。郵政省にとりましては、こういう状況に、どのような考え方というか決心で対応していこうと思つておられるのか、まず、つかさでおられます

大臣に一言お聞かせいただきたいなと思います。

○委員長退席、古屋委員長代理着席

○細之内閣務大臣 お答え申し上げます。

吉田先生も御案内のとおり、情報通信産業は今日、各国ともでありますが、経済のリーディング産業として、そしてまた経済を牽引する原動力として大変大きな役割を果たしているところであります。したがって、世界じゅうがその競争力の強化に取り組んでおられる分野であります。

このような情報通信産業の将来性を考えまして、また情報通信産業のグローバルな競争環境を念頭に置きながら、NTTを初め通信事業者の国際進出、海外市場への進出を支援しながら、そして国内的には規制緩和の推進、競争環境の整備などの政策を積極的に推進することによりまして、国際競争力のある通信事業者の育成に努めているところであります。今後我が国は、さらにこの情報通信産業が国際の大競争に十分対抗できる体制を図っていく所存でございます。

○吉田(六)委員 とかく、少し出おくれたのではないかとというような危惧の言葉も聞かれますけれども、大臣の今の意気込み、思い入れ、確かなものとして受けとめさせていただきます。せいぜいひとつ御努力、御指導をいただきますように。

次に、今回のNTTの再編成によつてNTTが国際通信分野へ進出できるようにしたというのか、するのだ、このことについての意味合いをお聞かせいただきたいと思います。

○谷(公)政府委員 お答え申し上げます。

今回の再編成におきまして、NTTの国際通信分野への進出を可能といたしましたのは、一つには、情報通信の分野におきましては、技術の進展を背景といたしまして国内通信サービスと国際通信サービスの一体的提供への利用者のニーズが高まってきているということがございます。それからもう一点お話ししましては、英国のBT、それから米国のMCIの合併に見られますような国際的な情報通信市場をめぐる環境の変化がござい

ます。

こういった情報通信のグローバル化に対応いたしまして、情報通信分野における我が国の国際競争力の強化を図るということを目的とするものでございます。

○吉田(六)委員 時代に即応していこうということだと思ひますが、よく理解をいたしました。

次に、NTT再編成前においても子会社形態であれば直ちに国際通信が許可されると本法案ではなっているわけですが、これは国際化に対応する上で極めて当を得た、時宜を得たというのか、いいのを定めていかな、こう思われるのですが、似たような質問ですけれども、このことについて一言御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○谷(公)政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、情報通信を取り巻く環境変化に対応いたしまして、国際通信分野におけるグローバル化の動きに対応していく必要があるわけでございます。これにつきましては、再編成によりまして分離されます長距離会社が自由にこれを行っていくことができるわけでございますけれども、これには若干の時間を要するわけでございます。こういった世界的な動きに早急に一日も早く対応することができるよういたしました。すなわち、再編成前におきましても、NTTが子会社の形をとりまして国際通信分野に進出することができるようになります。そういう趣旨でございます。

○吉田(六)委員 ところで、NTTが国際通信会社に出資する場合には郵政省の許可を要すると思ひますが、郵政省はそのときに、これに向けてどのような考え、あるいは精神の面も含めて臨むのかお聞かせいただきたいと思います。

○谷(公)政府委員 基本的には、ただいまお答え申し上げましたように、一日も早くこの分野に進出して活躍を開始してもらいたいということがあるわけでありまして、このことによつ

てNTTの本来事業に支障を及ぼすおそれがあるかないかということ、それからまた、他の国際通信事業者との間で公正競争条件が確保されているかどうかということについてもあわせて検討する必要があります。というふうに考える次第でございます。

○吉田(六)委員 わかりました。大体の流れはわかったのですが、はて、KDDが先んじてやっておられるこの分野に向けてNTTが動き出すわけですが、準備いかにという、心配まではしませんが、やはりそうしたことやちゃんと整っているのかな、こんなふうに思ふのですが、このあたりはいかがでございますか。

○宮脇参事人 御説明申し上げます。

国際通信サービスにつきましては、現在の法律制度のもとにおきましても、日本から発信するあるいは日本に着信する、そういうものを除きましては、私ども欧米それからアジア等に現地法人を持つておられるわけですが、そういうものを利用してサービスが提供できるように準備を進めてございます。十分かどうかと言われましても、全力を尽くしているというふうに考えております。

そして、先ほど御説明にございましたように、今御審議中の再編成法が成立しますれば、御承認いただければ、再編成実施前におきましても、私ども子会社により国際通信に進出することになつておりますが、それをできるだけ早期にサービスの提供体制を整えるべく準備しているというふうに御理解賜ればと思ひます。

○吉田(六)委員 わかりました。

NTTが、各国の通信事業者が激しく競っている現在の国際通信分野へ進出するわけでありまして、単にKDD等の既存の国際通信事業者のお客をどうするかというところ、このことに限らず、我が国として、むしろ既存の国際通信事業者では余り対応していない新しいジャンルといえます。またそれをカバーできるような新サービスシステムを提供して、海外の事業者のマーケットの中へ食い込んでいくことも今までのNTTの実績から

すれば可能なのではないかな、こんなふうに期待をし、またそうあってほしいなと願っているわけでありまして、この辺についてはどんなお考えでございますか。

○宮脇参事人 社長の宮津でございます。

特に、KDD等既存の通信事業者との関連でNTTがどういふところをねらっているかというふうなことについて御質問でございますので、それについてお答えいたします。

基本的には、三年ほど前からいろいろ言つてまいりましたが、時代がだんだん電話を超えて広がつていく、すなわち私どもの言葉ではマルチメディアという言い方をしていますが、電話だけではなくて、それがだんだんコンピュータ通信、映像の通信になっていくという時代が今流れいております。それに伴ひまして、新しいサービスがいろいろ出てきております。これが今国際的な競争になっております。

それで、実際には、電話のようにコンピュータとコンピュータの間をつなぐということだけではありませんが、そのコンピュータから共通な個別の情報を提供する、そこから情報を得ていくという広い意味の情報の流通というふうなものが行われる時代に來ている。したがって、私どものサービス自体も、いわゆる電話というもののから離れて、そういう広い意味の情報流通というふうなところに視点が移ってくるのではないかと、このように思つております。

それは現実には、情報を得ようと思つと、国内とか国際とかというふうな話ではなくて、国を余り意識しないような格好に広がつていくのは当然だと思つております。したがって、商品としてのいろいろなサービス、ネットワーク自体が個々にそれぞれ国を超えて広がっていくというふうな時代になってくるのじゃないかというふうに思つております。

そういう意味で、国と国の中にそれぞれネットワークがあつて、それを線で結ぶという発想ではなくて、商品としての個々のネットワーク自体が

国際化していく時代ではないかと思ひますので、そういう意味で、そういう商品を扱うということから、当然、今までの言葉で言いますと国際通信という領域に入っていくかざるを得ないというふうな思ひでござります。現実には、大きな企業とか多国籍企業のような場合には、自分の企業の中のネットワークを張りつとしますと当然国際化していくわけでありまして、それから、既に外国の国内の通信自体もいろいろ今までも手がけてきてはありますが、それが国際的に広がっていくという時代でござります。

したがって、そういう分野についてもかなり需要が出てきております。私もとしては、従来の電話ということではなくて、新しいそういう意味のサービスの切り口から事業の発展を図っていくというつもりで、国際通信というふうなことを手がけようというふうな考えているところでござります。

○吉田(六)委員 当然国際化、個々のチャネルというかコネクションもそれぞれだというお話、よく理解ができました。

いろいろとNTTに向けて質問をさせていたいたのですが、早くからこの分野で頑張ってきたおられるKDDについても一言質問をさせていたかどうか思ひているのです。というよりも、あなたも頑張りなさい、今まで以上にというエールも含めてでありまして、KDDの今後の国際戦略を聞かせると言ふと、それは言われないよ、ここでは、こう言われるかもしれないが、何か、こうして今度は両者でやっていくという中で、の姿勢とか覚悟とかお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○西本参考人 お答え申し上げます。

ただいまKDDへのエールも含めてとおっしゃっていただきまして、その叱咤激励に対して大変ありがたく感謝を申し上げる次第でござります。また、その責任の重大さも改めて認識をしているところでござります。

KDDは、四十年以上にわたりまして、国際通

信の経験や技術力、それから外国通信事業者との緊密な関係などを生かしまして、欧米先進国と協調しながら、先端的なサービスと各種割引型サービスなどをいち早く提供するとともに、海底ケーブルの共同建設やお客様のコンサルティングなどを通じて、国際協調、国際協力をも進めてまいっております。当社は、今問題になっておりますKDD法の改正後におきまして、引き続き国際通信に軸足を置いて事業展開を進めていくと考えてござります。

当面の国際戦略といたしましては、次の三つの柱で事業を進めてまいりたいと考えております。

一つ目の柱は、各国の通信事業者と協調いたしまして、既存のサービスの改善あるいは的確な提供を行うことは当然でござりますけれども、今後の情報化時代に対応しまして、グローバルなインターネットネットワークの構築など、マルチメディア分野といえます情報流通の分野にも積極的に取り組んでまいります。

二番目に、KDDは、アメリカのAT&Tやシンガポール・テレコムなど世界十六の通信事業者と提携してワールド・パートナーズというアライアンスを形成してござります。これはKDDが提唱して結成したものでござりますけれども、これによりまして、多国籍企業向けのサービスをいゆるワンストップ・ソリューションで提供してまいりますけれども、今後はさらにこのような提携の強化、拡大を図ってまいります。

三番目には、当社は、これまで欧米先進国におきまして当社の現地法人による通信事業を行っております。また当社の関連会社によりまして通信機器の販売、保守、あるいはお客様の設備をお預かりするハウジングなどの通信サポート事業などを行っております。これを一層推進いたしますほか、アメリカの通信事業者の買収、出資なども行っております。また発展途上国におきましても、ロシアとかモンゴルとかで通信事業を展開しております。

さらに、当社は、これは一九九九年になります

けれども、移動衛星によりまして携帯電話サービスを提供するべく計画しております。ロンドンにICOという会社がございますが、こちらにも出資をいたしております。地球上を十二個の中軌道衛星によって全世界をカバーするネットワークの構築にも力を入れております。このような海外での活動のための投資総額は約一千四百億圓に上っております。

また、国際光海底ケーブルシステムの建設事業を、当社の子会社、KDDサブマリナーケーブルシステムという会社がございますが、こちらではこれまで約千七百億圓の受注実績がござります。

このように、当社は海外事業展開についてもこれまで注力してまいりました。でございますけれども、今後とも、オールジャパンということで、NTTさんとも協力をしながら、各界の期待にこれ以上に応えたいと努力をしております。

○吉田(六)委員 先発の、そして専門業者という立場で自信にあふれるこれからの事業展開、心強く聞かせていただきました。ぜひひとと精進をしていただきたいと思います。

時に大臣、過日はマレーシアまで、大変に御苦労さまでござりました。国際通信網、いわゆるオールラウンドの地球をカバーするという部分では、もちろんこれは大事なことでと思ひますけれども、しかし今アジアが暖かいとか熱いとか言っているところ、あるいは私の自分の思いも、通信委員会に籍を置いて、そしてこれらに向けて勉強をさせていただこう。この中には、極東、環日本海のスムーズなネットワーク、こんなものも、事あるごとに、折衷すること、話題にさせていただきます、この進展、発展に少しでも努力ができたなら、というような思いであります。そうしたこと、何かアジアに仕掛かりが若干おくられているという弱み、弱みはなかるうかな、こんなふうに私は感じているのです。

アジアへ進出することが必要だ、これらを十分に大臣は踏まえてのことだと私は理解してまいすけれども、先般マレーシアを訪問されて、そしてマレーシア・スーパードット計画へのNTTの協力をマハティール首相と話された。この政府によるバックアップ、これは今日の日本の通信事業を海外に向けて新たに強力にしようとするとき、必要不可欠なものである。そんなふうに感じながら、大臣がマレーシアをお訪ねになられたことに拍手を送った一人なんですけれども、大臣のこれらに向けての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○堀之内国務大臣 最近の情報通信のグローバル化ということとは冒頭に申し上げましたが、これに対応いたしまして、NTTやKDDを初めとする我が国の通信事業者が海外進出をより一層促進することは極めて重要な課題と考えております。

ただいま先生御指摘のアジアのこうした情報通信のインフラ整備であります。現在アジアの各国におかれましては、高度情報通信のインフラ整備というところで積極的に取り組んでおられますが、我が国としても国際協力の観点から非常に望ましいものと考えておる次第でござります。

ただいま御指摘いただきましたが、ちょうど五月の連休を利用いたしまして、私はマレーシア並びにシンガポールを訪問してまいりました。そして、マハティール首相とお会いをいたしました。わけあります。マハティール首相が我が日本の、特にNTTの技術力に極めて大きな信頼をされております。今回のマルチメディア・スーパードット計画については、マスタープランからNTTに依頼をされ、それを採用されたというところで、私は現地も見えてまいりました。今後、こうした進出に大きな期待を寄せられておりましたが、その節、またKDD及びそのほかの日本の通信事業者にも積極的に進出を願いたい、こういう期待を寄せられたところでござります。

さらに、シンガポールは、現在シンガポール・テレコムがシンガポール全体の通信業務をつかさ

どうっておるわけでありまして、マルチメディアに対応する新しい高度情報通信について、近くまた新たな、日本では第二電電とか第三電電、こういうものを導入したいということで、近々に入札を行う、こういうことでありまして、シンガポールにおきましても、我が国の通信事業者であります業界の工場も視察をしてまいりました。またそのほか、業者の積極的なシンガポールへの進出というものも直接見聞してまいりまして、改めて、今後のこうした地域に対する協力がいかに大事かということを感じてまいりました。

したがって、我が政府といたしまして、今後これまで以上の積極的な支援体制をつくりまして、言えば官民一体となつて、今後の海外市場への進出を図っていきたくと考えておるわけであり

ます。

○古屋委員長代理退席、委員長着席
○吉田(公)委員 ありがとうございます。
時間が参りましたので、質問はこれで終わらせていただきます。NTT、KDDの参考人の皆さん、ありがとうございます。

FCCについても各局長に一言と思つたんですが、時間も来ましてのでまた別の折にしたいと思います。ただ私の思いは、またアメリカが、こんな気持ちで受けていますことを一言申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○木村委員長 佐藤勉君。
○佐藤(勉)委員 自由民主党の佐藤勉でございます。よろしくお願いたします。

昨日来、NTT再編の関連を中心に、さまざまな観点から活発な議論がなされておるわけでありまして、今回の再編成を、臨調答申以来の電電公社の民営化の延長線上にあるものとして理解するところであります。

私としても、今回の法改正には賛成するものでありまして、また加えて、今後とも民営化の方向を一層進めていく必要があると考えているところでありまして、そのためには、競争の促進、状況の変化に対応した規制の緩和とあわせて、政府が保

有しているNTT株の扱いも極めて重要な要素となると考えているところであります。昨日も、各先生方から株式の問題が何点か出ており、重複することがあるとは思いますが、何点か質問をしたいと思つております。

今回のNTT改正法案との関連で、NTTの民営化と大きくかわるNTT株式の問題に絞つて、その現状の評価、将来の方向性、最後に今回の再編成との関連などについても触れ、政府及びNTTの考えを伺うことしたいと思います。

まず最初に、大蔵省にお伺いしたいと思いますわけでありまして、これまでの政府が保有するNTT株式の売却の経過及び現在の政府保有の状況などについて、大蔵省の説明をお願いしたいと思います。

○岳野説明員 大蔵省で政府保有株式の売却を担当しております企画官の岳野でございます。先生からNTT株式の状況につきまして御質問がございましたので、お答え申し上げます。

NTT株式につきましては、昭和五十九年七月の政府見解に基づきまして、これまで、昭和六十九年度に百九十五万株、昭和七十二年に百九十五万株、昭和七十三年度に百五十万株、合計五百四十万株を売却いたしましたところでございます。

二番目のお尋ねの、現在の保有の状況でございますが、現在政府が保有しておりますNTT株式数は、一千四百四十万株となっております。

○佐藤(勉)委員 説明によりまして、今の数字で計算をいたしますと、総株式数の三分の二を保有しているということになると思うわけでありまして、今後、大蔵省として、政府保有株式の処分をどうなふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○岳野説明員 NTT株式の処分につきましては、お尋ねでございます。

NTTの株式につきましては、大蔵省といたしまして、NTTの民営化の趣旨にかんがみ、適切に売却を進めたいと考えておるところでございます。九年度予算におきましても、五十万株の

売却を予算計上いたしておりますところでございますが、実際の取り扱いにつきましては、株式市場の動向等を十分見きわめつつ検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐藤(勉)委員 いずれにいたしまして、余り持つていてもというお話もございまして、その辺のところは十分考慮していただいて、対処していただきたいと思つております。

その件に關しまして、NTTといたしまして、当事者として、現在の政府保有の状況についてどんなふうな評価をしているのか、また、将来どんなふうな形で方向づけを望んでいるのか、お伺いしたいと思います。

○井上参考人 今大蔵省の方から御説明ありまして、そのような状況であるわけですが、当社としましては、株式市場の動向にもよりまして、政府保有株式が、株式市場の動向にもよりまして、売却ということを期待しております。

○佐藤(勉)委員 ここしばらく、株式市場の動向を見ておりますと、全体の上げ相場に呼応して、NTTの株も値上がりしているというふうな思ふわけでありまして、このようなNTT株をめぐる市況について、NTT、そして大蔵省はどのような受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

○井上参考人 先生御存じのように、株価というのは、経済全体の動向とか株式市場のさまざまな要因によつて決まってくるということで我々も理解しておりますが、当社として、市況についてどういふことかとかいうのをなかなかコメントするのは難しい立場にございまして。

ただ、NTTとしまして、NTT株が、これまで十数年間にわたり経営形態問題が存在して、先行きがなかなか透明じゃない、不透明だということ、この部分が払拭できない状況が続いてきたというふうなことであります。

現実の動きを見ましても、再編成案の発表後、今日までの当社の株価はおおむね好調に推移してきております。ぜひ、今回の再編成によつて、この

今までの不透明感が解消されることに加えまして、先ほどから出ております国際通信分野への進出が可能となるなど、長期的な形で事業が進展するということを、我々も努力していきますし、市場からも期待されているというふうに考えております。

○岳野説明員 最近の株価の状況について、大蔵省としてどのように受けとめているのかという委員のお尋ねでございますが、井上参考人と同じ繰り返して恐縮でございますが、株価はさまざまな要因を背景に自由な市場の需給関係で決まっておりますものでございまして、株価の水準等につきましては、当局としてコメントを申し上げることは控えさせていただきます。

いずれにいたしまして、私どもといたしまして、今後の株式市場の動向につきましては引き続き十分注視していきたいと考えております。

○佐藤(勉)委員 マスコミ、新聞報道等々いろいろ報じられているところに参りますと、しばらく見送られてきた。先ほどの御説明で、第三次の売却が昭和六十三年十月に百五十万株売られて以来、株式の放出がなされていないわけでありまして、いろいろ検討してきてそういう結果になったと思ひます。当然株式が低迷する中で、そういうものを放出することには思ひがなみものかというところであったかと思ふわけですが、いろいろマスコミで報道なされていられる部分では、本年度中にも実施をされるというような報道等々があるわけでありまして、現時点での、話せる範囲で結構でございますけれども、検討状況はいかがなことになるのか、お伺いしたいと思います。

○岳野説明員 NTT株式の本年度内の売却についてお尋ねがございました。

私どもといたしましては、先ほども申し上げましたように、NTT株式につきましては、九年度予算におきまして五十万株の売却を予算計上させていただいておるところでございますが、実際の取り扱いにつきましては、株式市場の動向等を十

ては、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合法の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置をとること。

なお、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること。

とされました。

独禁法改正による持ち株会社の解禁に伴い、労使関係にいろいろな問題を生ずる可能性が労使共通と認識され、労使関係専門家会議あるいは連合

日経連、経団連の間でも精力的に議論が行われて、これを踏まえて与野党間でもぎりぎりの折衝が続けられたのであります。

これらの経緯と附帯決議の内容をどう受けとめておられるのか。N T Tを四社分割に再編する過程と再編後における労使関係においても、独占禁止法改正の過程で問題とされた労使関係が形骸化することのないようにとの要請は重視されるべきだと考えます。N T Tの再編後の労使関係については、労使関係法令のつとり、持ち株会社及び各事業会社の労使が当事者能力を有することとなりますけれども、持ち株会社及び各事業会社における具体的な団体交渉方式については、これまで培ってきた労使関係に基づき、労使自治の原則に立って決定されるべきと考えますけれども、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか、あるいはどういふふうに認識をしておられるか、御所見を聞きたいと思います。

○堀之内國務大臣 お答え申し上げます。

個別の企業の労使関係のあり方につきましては、基本的には当該労使間において適切に対処されるべきものと考えております。

今回の持ち株会社制度におけるN T T労使関係につきましても、N T T労使間での話し合いの中で良好な労使関係が形成されていくことを期待をいたすところであります。

○北村(哲)委員 恐らく大臣のお言葉どおり、N T Tにおいては模範的な労使関係を築かれることを期待しております。

ところで、N T Tの方にお伺いします。

これはちょっと細かい問題になるかもしれませんが、労働者にとっては退職後の生活保障が大変大切な時代が参りました。これを支えるのが年金制度でございます。この年金制度について、再編後も年金水準は維持が可能なのでしょうか。ちなみに、今約十三万人の受給者がN T T関係ではあると聞いておりますけれども、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○林参考人 先生御案内のとおり、私どもの年金

制度につきましては、この四月から、厚生年金保険法の改正によりまして厚生年金制度に一元化されました。したがって、原則的に、いわゆる一、二階と云われている部分につきましては、厚生年金制度の中で水準が維持されていくというふうに私も期待しているところでございます。

なお、それに関連をいたしまして、N T T厚生年金基金というものが、いわゆる三階部分になりますが設立されました。これにつきましては私どもが主体になって運営していくわけでありまして、再編成後にできます企業のみならず、私どものいわゆる関連するグループ企業も含めまして、再編成前と同じような運営をやってまいりまして、水準につきましては維持していきたい、そういう見込みを私も持っているところでございます。

○北村(哲)委員 よくわかりました。

次に、K D Dの関係についてお伺いしたいと思います。

K D D関係の改正の目的は、K D Dが国内通信業務を行えることというたつた一つの問題、これは大変大きな問題であります。条文としてはたつた一つでございます。

ところで、条文上の興味なんですけれども、この改正案を見ますと、どこにも国内通信事業を経営するという言葉がありません。N T T法を見ますと、第一条で、N T Tは、国内電気通信事業を経営することを目的とする、K D D法によると、国際電信電話株式会社は、国際電気通信業務を行うことと出ているのですが、どうして国内及び国際の電気通信事業及びそれに附帯する事業と簡単に書かなかったのか。その点について、余りくどくどとじゃなく簡単にいいです。

それからついでに、この条文を見ますと、国内業務を行うということが、「前項の業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、同項の業務を営むために保有する設備又は技術を活用して行う電気通信業務その他の業務」というふうにわかれる、にくい言い方で言っております。そうすると、支障

のない範囲となると、支障のある業務は国内通信でもK D Dは行えないのだ。ということになると、一定の判断基準があると思えますけれども、その判断基準というのは一体どういうことなのかを一言言っていたらいい、その二つの問題についてお答えを願いたいと思います。

○谷(公)政府委員 お答えいたします。

K D Dを特殊会社として定めます理由は、K D Dの国際的な通信業務におけるいわゆるユニバーサルサービスといいますが、ユニバーサルアクセス的な機能に着目してのものでございます。ただ、通信のサービスのあり方といたしまして、国内、国際の区別をなしに全体を提供していくことが今後のあり方として望ましいということで、今回国内業務も認めるわけでございますけれども、特殊会社として設ける基本的な趣旨は国際通信にあるわけでございます。そういう特殊会社の性格として定めております。そういう特殊会社の性格にかんがみまして、国内通信を行うに当たりまして、本来の使命でございまして国際通信の遂行に支障のないようにという形になっております。

それから、この書き方といたしまして、国内という文字がないということでございますけれども、このことにつきましては、第二項におきまして、国内通信業務と書かずに「電気通信業務」と書いてあるという趣旨でございます。このことにつきましては、「前項の業務のほか」ということで書いてございまして、国際以外の電気通信業務は当然に国内となるということがわかるということで、あえて国内と書かなかつたという趣旨でございます。趣旨といたしましては、御指摘のように国内電気通信業務という趣旨でございます。

○北村(哲)委員 この問題で余り長くしてもよくないのですけれども、これは国内と書いてはいけないのかという感じがするのですが、それともう一つは、支障のない範囲というの、そうするとある程度制限されるということなのですが、その二点だけ。

○谷(公)政府委員 失礼をいたしました。先にお答えをすべきでございましたのに、申しわけございません。

今申し上げたように、基本的な趣旨といたしましては、本来業務という建前でございまして、現実の取り扱いといたしましては、支障なく行われることになるだろうというふうに考えております。具体的な基準といえますものは、現在段階においては持っておりません。

○北村(哲)委員 そうすると、支障のない範囲でというのは余り意味がないようですから、K D Dさん、安心して大いに国内事業をやっていただきたいと思います。

ところで、このK D D法の改正は、早期の国内通信事業への参入を実現し、その使命、役割を十分に果たすべきと申しておりますけれども、今回の法改正によつてK D Dは、国内電気通信という新たな分野への投資、何か先日から日本沿海光ケーブルという膨大な投資も行っておられるようですけれども、その負担のために、これまでのような国際通信料金の低下、ずっと長い間低下をしてこられた努力はあるのですけれども、それが妨げられるといった懸念はないのかどうか、その点についてまず伺いたいと思います。

○西本参考人 お答え申し上げます。

国内通信分野への進出に伴う投資によつて国際通信に悪影響はないのかという御質問かと思いますが、私どもは、当社が既に有しております技術、設備、経験、ノウハウ等を有効活用しながら、効率的な設備投資によりまして国内通信分野へ参入することは、国内通信に係る収入増がございまして、私どものネットワーク設備などの経営資源を国内と国際の両方のサービスで共用することによりまして、国際通信に係るコストの低減が可能となりまして、国際通信料金の一層の低廉化につながるものと考えております。支障をもたらすことはないというふうに思っております。

なお、先ほど、日本一周海底ケーブルへの投資

という御質問がございましたけれども、このシャパン・インフォメーション・ハイウェイ、光海底ケーブルは、マルチメディア時代に向けて爆発的に増大する今後の国内通信、国際通信事業に見合った規模の投資でございまして、今後の競争対応上非常に重要となります。ローコストという意味でのプラットホームづくりで必要なものというふうに考えております。

○北村(哲)委員 もう一点だけKDDさんにお伺いしたいのですが、まず料金問題なんですが、KDDの基盤である国際通信分野は、国内キャリアでなくて、国際の公一専一公の開放によって、海外キャリアが二種の事業者として進出することになるようですが、そういうことになると競争は激しくなりませんか。これに対して、海外キャリアは二種事業者として料金設定は届け出制、それに反してKDDは一種事業者で認可制ということになっております。これではまともな競争ができないのではないかと一疑問が一つあります。二つ目に入事の問題であります。事業計画と役員人事は認可制ということに依然としてなっておりますが、一方NTTの長距離会社は、恐らく完全自由化であります。

このあたりの比較から見ても、やや不利な立場に置かれておられるのではないかという感じがしますけれども、そういう意味では、KDDさんはKDD法の早期の撤廃も希望しておられるというふうに考えております。そのあたりの御感想というのかお考えと、それから今後進出する分野でありますけれども、国内進出といつても、固定電話市場というのは、既にほとんど六千万というふうな形でもう確定しております。参入は非常に難しいと思えますけれども、そのほかどういふ分野でどういふふうに進出することを考えておられるか。いろいろあると思えますけれども、私たちのイメージとして、KDDさんというのは、IDOとか移動体通信とかいろいろあると思えますけれども、どのような方面の進出で活躍をされようとしておられるのかについてのお考えをお聞きしたいと思います。

す。
○西本参考人 お答え申し上げます。

最初に、外国系の事業者が入ってくるという件でございまして、本年に予定されております国際基本電話サービスの自由化によりまして、外資系の通信事業者が第二種の事業者として我が国の市場に参入してまいることが想定されます。私も一種事業者は、みずから電気通信設備を設置してサービスを提供する事業者でございまして、それから、それ相応の規制はやはり得ないかもしれませんけれども、料金に関しては、競争の最大の要素でございまして、一層の規制緩和によりまして、二種事業者との間にハンディキャップがつかないような競争条件が整備されるように希望をいたしております。

それから、KDD法の関係でございましてけれども、KDD法の廃止問題につきましては、昨年二月の電気通信審議会の答申におきまして、KDD法については、他事業者によりKDDに遜色ない対地が安定的に確保された段階で、廃止する方向で検討を行うべきとされておまして、今後の競争事業者の対地拡大状況を踏まえながら、次の段階において政府での検討が進められるものと理解しております。

それから、国内通信への進出の分野ということですが、まだもちろんそういった計画について確定したものは持っておりませんけれども、今後進出する分野としては、やはりこれから成長分野でございましてインターネットを中心としますマルチメディア関係、それからCATVがございまして、それから移動通信も、私も現在若干の投資をしておりますけれども、この分野もございまして、衛星をいたしました携帯電話、国際的な、グローバルな携帯電話のシステムがございまして、これにはかなりの投資をしております。これも二〇〇〇年ごろまでには開始できるものというふうに思っております。

○北村(哲)委員 どうもありがとうございます。

それでは次に、NTTにお伺いをいたします。これはユニバーサルサービスの維持向上についての関連の質問でございまして、三つお伺いしたいと思います。

一つは、大規模災害時その他、非常時における対応について、現在はどういうように対応しているのか。再編後、現行の一本体制に比べてライフラインの確保に支障が出ることはないのだろうかという点が一つ。

二つ目、NTTは現在どのような福祉サービスの行っているのか、今後ともそのサービスは維持できるのだろうかという問題であります。

三つ目、NTTはインフラの整備として二〇一〇年までに全国の全家庭に光ファイバーを引くことを目標に仕事をしておられます。これが完成すると、全国の全家庭ですべての国民が多様なサービスを受けるといふマルチメディアの普及が一応の完成を見られると思えますけれども、NTTが再編されてもその方針に変更はないだろうかという点。それはそうでしょうかけれども、再編を機にこの計画を前倒しして早期に完成を図る、一挙にやってみようという点については、そういうお考えはないのだろうかという点の三点についてお伺いしたいと思います。

○林参考人 三点御質問のうち最初の災害対策の問題についてお答え申し上げます。特に広域あるいは大規模災害といったような場合におきましては、当然のことながら国等の対策機関と連携をとりまして、私も本社が中心となつて、実際に災害対策に当たる体制は、各地域におきまして災害対策要員あるいは各地域に備蓄しております災害対策機器、こういったものを総動員いたしまして、私どもの全社員の総力を挙げて対応するという体制をとっております。先般の兵庫の大地震におきましてもそれなりの御評価をいただいて成果を上げているところでございます。

こういった問題につきましては、私も、ライフラインの確保といった観点からも再編後に

おきまして極めて重要な問題だというふうに理解をいたしております。いわゆる持ち株会社の機動的な経営といった体制を中心とした体制で、再編各社が総力を挙げて、共同してライフラインの確保あるいは早期の復旧というものに当たっていく体制を今後とも維持していきたいというふうに考えておるところでございまして、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○井上参考人 福祉サービスの件については私の方からお答えさせていただきます。

今回の再編に当たってお客様サービスの低下をもたらさないということで基本的にやっておりますが、福祉の問題については、当然、今後とも今までやってきたものを継続していきたい。

では、どんなものをやっているのかということを一、二つ御紹介しておきます。例えば、寝たきりの御老人の方に福祉電話用の機器を開発して半額程度で提供しておるだとか、それから目の御不自由な方への番号案内の無料提供の問題、それから車いす利用者のための公衆電話ボックスの設置の問題、こういったもので、我々としては国等の社会福祉に協力するという形で今までやってきておりますが、これについては今後ともやっていきたいというふうに考えております。

○宮澤参考人 社長の宮澤でございます。

今先生から御質問がありました三点でございまして、今お答え申し上げたように、災害対策と福祉サービスというのは大体今までも相当やっております。体制も立てておまして、これは別に再編になろうとならぬまいと重要問題でございまして、私もそれを手を緩める気は全然ございせんので、しかるべく、今度再編になつてもその体制が維持できるようにという考え方で進めるということになろうかと思っております。

三番目のことですが、光化の話でございまして、これはちょっと観点が違つて、インフラ整備の話でございまして、それはそれで進めてまいりまして、二〇一〇年までというふうなことで全国的に展開したいということをずっと言つてまい

りました。

そのこと自体は計画を着実に進めていこうと思っておりますが、先生御質問の、これを機会にもっと積極的にやらないかというお話でございました。ちよつと物理的な、物相手の話でございまして、簡単にやろうと思ってもすぐにきつてきるといふものでもございせん。ただ、需要の動向もございまして、それから経済化を図るということでもございまして、それらと関係するということでもございまして、二〇〇〇年を超えたと、順調にいったりまして、二〇〇〇年を超えたと、大体銅線を引かざるがらの値段で光に引きかえることもできるのじやないかというふうな見通しも得ておりまして、その辺の技術検討も順調に進んでおります。

したがしまして、今度、再編で、この法律を通しただけでございまして、実行上の話としていろいろ検討することになろうかと思ひますが、その中で前に進められるようだったら、ようだったとちよつと弱い言い方ですが、そういう諸般の事情を考えて、できるだけ早く進める方向で少し努力して検討してみたいというふうには思つております。

以上でございまして。

○北村(哲)委員 どうもありがとうございます。

次の問題に移りたいと思ひます。

規制緩和あるいは撤廃の問題で、これは郵政省への質問でございまして。

まず、会社法にかかわる規制の撤廃、緩和を求める項目として、取締役及び監査役の問題があります。これは今度の改正法によつても、この取締役、監査役の選任、解任の決議は郵政大臣の認可を受けなければ効力を生じないと思ひますけれども、なぜこの特殊会社の役員を選任、解任については引き続き認可制としたのか。

前からこの問題、既にお答えもあると思ひますけれども、一般商法上は、商法二百五十四条によると、これは株主総会の選任だけで効力を発するわけですね。それで、NTTの場合は認可が必要であるということになつて、これだけ見ると、そういうこと自体で経営の自主性はそれだけ阻害され

ることは明らかであるわけですね。

また、言葉は悪いのですが、天下りの問題とも関連しまして、東西、長距離あるいはその他多くの傘下の企業の人事権を、上をつかまえることによつて全部支配するとなると、とても人事権をもつて役所が握つてしまふというふうな感じになつてしまふので、これはやはり、今すぐであればもちろん理想的なんではやうけれども、自主的あるいは主體的な経営権を確保するためには、特殊会社であつても例えば代表権を持つ取締役だけに限定をする、それがJRとかあるいは関西国際空港の場合ですけれども、そのようにだんだん限定していつて最後にはなくしていくという方向に持つていくべきだと思ふんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○谷(公)政府委員 NTTにつきましては、地域的なネットワークが現在九九%NTTによつて占められておりますという非常に特殊な地位にある事業体でございまして、その公共性にかんがみましてこれを特殊会社としたしております。

特殊会社としたしまして公的な関与を行います際に、やはり一番基本的な形として考えられますのが役員選任の問題でございまして、株式会社でございまして当然株主総会で選任されるわけでございますけれども、行政としてもこれに對して一定の判断を加えるということでもございまして、これは、先生御指摘のように、他の特殊会社におきまして、その範囲につきましてもの差はございまして、基本的にとられてはいる制度でございまして。

それで、NTTにつきましては、従来から、この全員を対象として選任、解任の認可を行うというシステムになつていてございまして、今回の再編成されますNTTの持ち株会社を考えますと、従来以上にこの持ち株会社の役員全体の合議による業務執行ということが中心になつてくることを考へられるわけでもございまして、そういう意味で全員について認可制を維持するということを考へております。

それから、将来の方向でございまして、けれども、むしろ、将来の方向でございましては、地域分野において競争が生じることによりまして、会社全体を純粋な民間会社に移行することができるといふことが一番望ましいことだろうというふうに考へております。

○北村(哲)委員 今最後のお言葉は大変重要な点ですけれども、昨日の郵政大臣の御答弁でも情報通信産業は二十一世紀の戦略産業であるといふふうに言われて、この戦略産業を担うリーディング企業といふのはまさにNTTだと思ふんです。ね。そのリーディング企業であるNTTが、これが世界に打つて出よう、それから世界的レベルになろうというときに、相変わらずお上からの何かひもつきみたいな状態ではこれはやはり恥ずかしいような気がするもので、これはやはり将来的にはできるだけ早い機会に純粋民間会社にするべきというふうな考えますけれども、その点については、今のお考えで言われたので大体いいと思ひます。

実は、昨日電通局長が、役員選任、事業計画、料金等の規制緩和についてのお話の中で、事業計画については政府の関与が必要なこと、基本的には計画として示されるべきであるというふうに言われました。私は、この関与の仕方の問題でもありますが、何も、今の問題につながると、役員選任、解任権までやらなくても、ある程度事業計画について関与していればいであらうと思ひます。しかしまた、関与という言葉でもちよつとひつかつたんですけれども、関与と言ふといふのも政府が干渉するやうな感じを受けますけれども、私、この関与についても、やはり自由ということも、主体でありますから、できるだけ関与といふふうに言わずに、優しく、あるいはなるべくシンブルな計画でいいというぐらゐの、そういう大まかなやり方というふうな感じを受けるんですけれども、そのあたりはどのようなおつもりで関与が必要だといふふうに言われたのか、お考えを聞きたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 昨日もお答えしたことに重複いたしますけれども、一般に特殊会社につきましても、その公共的な役割を確保いたしますために事業計画の認可が行われているところでございまして。したがしまして、持ち株会社それから地域会社の事業計画におきましては、公共性を確保されるようにしてこの事業運営をやつていただくといふことのために事業計画の認可もするわけでございますけれども、その際、関与という言葉を使つたのは、この関与という言葉は法律的に使つてはいるわけではございせんが、基本的に事業計画は事業者において策定されるわけでもございまして、行政の立場でもこれに對して一種のかかわりを持つという意味で関与と申し上げました。つまり、認可があるという意味でございまして。これは、あくまでも主體的ではない立場からこれにかかわるという意味で用いましたので、私としてはむしろ軽いニュアンスを持つておるというふうな思つておつたわけでもございまして。

○北村(哲)委員 お役所が関与と言われるといかにも重く感じますので、ちよつと注意というか、その意味で問い合せたわけですね。

それにつけても、今政府が全体として行政改革とか規制緩和を推進しているわけですから、特殊法人についてもその中の一環としてやはり見直しをするようにしていかなくちゃいけないと思ひますが、この特殊法人全般の見直しとあわせて、NTTの今の役員の問題とかあるいは事業計画についての規制とかという問題について、同じようなレベルで検討していく考えはあるかどうかについてもう一度お伺ひしたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 NTTは、その担当します事業に應じてそれなりの特殊性を持つておると思ひますけれども、基本的なあり方としましては、他の事業体との兼ね合い等も当然考慮をいたしまして、必要な限度において私どもとしての判断をしていくということになると思ひます。

○北村(哲)委員 私もそのように考えます。ぜひ特殊法人全体の流れの中で、特に、もう時間がな

いから恐らく言いませんけれども、NTTの中には依然としていわゆるみなし公務員ですかね、贈収賄の規定なんかとどろき残っているわけですね。KDDなんかいないですよ。そういう問題についても、やはりもう何か古い政府の直属の企業という残影がいっぱい残っているところがありますので、その点についてはやはり一緒に検討していきたいと思っております。

ところで、これは規制緩和についての政策がいかに大事かという問題で、これは郵政省の、目に見える成功例でありますけれども、昨日出ました携帯・自動車電話及びPHSについて、この移動体通信については、昨日の審議を通じて、急増しているという話がありました。私としては、急増した理由として、保証金制度の廃止があったり、端末機の売り切りがあったり、それから料金の届け出制などがあったことが原因というふうに思っています。

ちなみに、ちょっとその表を見ますと、平成四年度は百七十一万台であったものが、平成五年度は二百三十三万台というふうに約五割増しになっておりますが、これは保証金制度を廃止した年でありまして、六年度はそのまた倍増しまして四百三十三万台になっておりますが、これは端末機の売り切りをやったという政策が一つあります。それによって倍増しております。それから、七年度、八年度は約二千万台に、もうまた五割増になっておるのですけれども、これは料金の届け出制、料金を認可制じゃなくて届け出した、こういう流れで倍々、何倍というふうにとりあがっているわけですね。そういう意味では、情報通信市場の活性化には規制緩和が非常に大事だということが如実にあらわれていると思うわけですが、市場の活性化をしたという実績を踏まえて、他のサービスの料金規制についても緩和すべきだと考えます。

そして、質問の核心なんですけれども、電話の料金については、基本電話サービスというのはもちろん、三分十秒でしたかね、それは認可制とい

うことはある程度やむを得ないと思うんですが、でも、他のサービスについては、認可という規制を強化しないで、最低でも届け出制に緩和すべきというふうな考えますけれども、こういう経過を踏まえて、どのような御感想というか、御意見を伺ってよろしいでしょうか。

○谷(公)政府委員 料金につきましては、一昨年、電気通信事業法の改正をお願いいたしました。基本的な料金については認可制で残すけれども、それ以外は届け出制、それから競争が進展してまいりました際には、競争状況が進展して十分市場の原理で料金が決まるようになってまいりましたものににつきましては、届け出制に移行するという措置をとってございまして、よろしいかと。

○北村(哲)委員 簡単にお答えになっていて、ちょっと聞き漏らしました。まあ、それはそれでそういう方向性を確認されたということよろしいかと思えます。

次に、昨日も何かよくわからないという御回答で、私も聞いておいて何がよくわからない問題がありました。それは、基本方針を郵政省がお定めになるわけで、それは附則三条でしたかね、基本方針を定める各項目があるのですけれども、定められた上でNTTが事業計画を立てるということになるわけですが、それはまだ未定であるというお話がありました。それについて、私も、基本方針というのは一体どういうことなのだろうかという意味の大まかなものをつかみたいということでも、もう一度、一つ一つ、時間も大してありませんけれども、わかる範囲で、そんなものかということはいいわけですから、この六項目についてお伺いしたいと思います。

まず、承継する時期というのはいつごろのことを考えておるかということをお伺いしたいと思います。

○谷(公)政府委員 まずこの基本方針と申しますものはまさに基本的な事項だけを書くわけでございまして、そういう意味で、具体的な事項のほとんどはこれを受けてNTTにおいて定められる実

施計画の中で定められることになります。

その前提で申し上げますけれども、承継会社に事業を引き継がせる時期に関する基本的事項をいたしまして考えられますのは、NTTが再編成を行うべきおおよその実施時期、それを示すことになるだろうというふうに考えます。

○北村(哲)委員 この次の質問と一緒にさせていただきますけれども、それはNTTさんとやはり協議をしながら決めていくということになるのだと理解していいかどうか。

その次、二番目に聞きます。その承継する業務の種類及び範囲というのはどういうことをイメージすればいいのだろうか。きのうは電報という話はされましたね。電報は当然分かれることになるでしょうけれども、そういうもの、あるいは、あとういうことを考えればいいかということについてお願いします。

○谷(公)政府委員 例をいたしまして、電報事業とか衛星の事業ということ挙げさせていただくわけですが、こういったたくさん業務がございまして、それぞれの業務を再編成されましますの会社の業務とするかということを書くわけがございまして、それは実施計画で決めることになってまいります。この基本方針におきましては、そういった振り分けを行う際の基本的な考え方を定めるといってございまして。

○北村(哲)委員 三番目に、承継する電気通信技術に関する研究、これは基盤的研究と恐らく応用的研究があると思うのですけれども、それ以外はどういうふうな考えればよろしいのでしょうか。

○谷(公)政府委員 ここで、第三号の承継会社に引き継がせる電気通信技術に関する研究の業務に関する基本的事項をいいますのは、現在のNTTの研究開発業務を各社でどのように分配して引き継いでいくかといったことについての基本的な考え方を書くこととございまして。

○北村(哲)委員 言葉としてはわかるのですけれども、基盤的研究というのは、これはもちろん持ち株会社に当然行く、これは法律で決まっております

のですけれども、応用的研究については、いろいろなところに研究所とか、そういうことなので、しょうか、研究所の配分とかそういうのは、これは業務です。研究そのもの、もう一回その辺を。

○谷(公)政府委員 法律で持ち株会社には基盤的研究というところが書いてあるわけがございまして、では何が基盤的研究かというところはそれだけではわかりませんので、その基本的な考え方を示すということを今考えております。

○北村(哲)委員 次に、承継する資産、債務その他の権利義務、これは、一つ考えられるのは、下の会社の株式、資産、そういうことだと思っておりますけれども、配分の考え方、あるいは子会社の株式の行方とか、そういうことなので、よろしいか。

○谷(公)政府委員 おっしゃるのとおりでございまして、現在のNTTの資産、債務、これは非常に多岐にわたります。また量的にも多いわけがございまして、これを具体的にどのような形で承継会社に振り分けていくかというところは、先ほど申し上げましたように、実施計画で決めることとございまして、けれども、その振り分けを行うに当たっての基本的な考え方を示すこととございまして、また、子会社の株式、これにつきましても、具体的にどの会社をどこにということではございまして、振り分けを行う際の基本的な考え方ということと

ございまして。

○北村(哲)委員 最後に、一つ一つ聞いて本当に恐縮ですけれども、公正競争の確保に関して必要な事項、物すごく範囲が広いというか、何をどう考えるのかというのわかりにくいのですけれども、これは郵政省はどのようなことが必要な事項だ、どのような項目というか、どのような範囲を必要なものと考えておられるのか。

○谷(公)政府委員 例えて申しますと、長距離会社と地域会社との間の役員の兼任の問題、そういったことについて、具体的にはNTTが実施計画に盛り込むわけがございまして、けれども、そ

いったことを盛り込むように求めるような趣旨の規定を設けることになるのではないかと思います。これは、いずれにいたしましても、再編に当たっての、その段階での考え方ということでございます。

○北村(哲)委員 私は、不勉強なせいもあるし、また実務者ではありませんからよくわかりませんが、実施計画をつくる際に必要なものが基本計画ですから、ある程度基本計画で、この項目一項目は何々というこの指針がないと、どこで実施計画をつくっていくかわからなくなってしまうので、そのあたりはおいいはつきりしてくる、相談しながらはつきりしてくるようになるものではないかと。

○谷(公)政府委員 こういったことにつきまして、基本的考え方というような意味である程度抽象的なものでありましても、もちろん具体的な実施計画をつくりまします際の指針となるものでございまして、実態を踏まえてつくる必要があるわけでございます。また、そういう意味で、私もよく内容について勉強し、またNTTの考え方方も聞きまして、たすでつくることになるというふうに考えております。

○北村(哲)委員 長々と基本方針について伺いましたけれども、なお、この問題についてはさらにだんだん具体的にいくことを期待しております。

次に、長距離会社の株式の問題について一点伺いたしたいと思います。

長距離会社の株式、今回の再編成によって、長距離会社を特殊会社でなくして純粋民間会社とすることになるのですね。持ち株会社が長距離会社の株式を処分しようとするときには認可を必要とするというのはなぜなのだろうか。どのような場合に認可を行うのか。また、当分の間認可が必要であるということがあります。それは、当分の間というのはどういうことを、当分というのは時間的なもの、それから条件だと思ふのですけれども、いつというか、どういう条件が整うことを

意味しているのか、そのあたりについて伺いたしたいと思います。

○谷(公)政府委員 現在のNTTの長距離通信部門は、地域通信部門と一体となりまして、あまねく電話の確保等、電気通信業務の提供を行っております。

今回の再編成におきまして、長距離のNTTは純粋の民間会社となるわけでございますけれども、現在、この長距離電話サービスにおきまして約七〇％のシェアを有しているわけでございます。したがって、再編時にNTTとの資本関係を直ちになくしますことは、電気通信分野における市場構造を急激に変化させるということになるわけでございます。従来、長距離、地域、一体的にサービス提供を行ってまいりました。それによって維持されてまいりました両者間の連携関係に大きな影響を及ぼすおそれがあるわけでございます。

したがって、あまねく電話を確保していくといったような観点から、このような急激な変化を緩和し、万一の事態に備える必要があるわけでございます。そういう意味で、あまねく電話の責務を負っている持ち株NTTに長距離NTTとも適切に連携することが可能であることを担保することとしたしまして、この株式の処分につきまして大臣の認可を行うこととしているわけであり

ます。

また、実際に株式の処分を行います際には、このような再編成後の通信市場の動向のほかに、株式市場の動向でありますとかNTT株主の利益の確保などといったようなことにつきましても、あわせて慎重に検討していく必要があるかと思っております。

それから、当分の間という意味でございますが、当分の間といたしておりますのは、基本的には、ただいま申し上げましたような市場構造の急激な変化の推移を見定めまして、あまねく電話の確保等について問題が生じないことが明らかになる時期ということが一つのポイントになるだろうというふうに考えております。

うふうに考えております。

○北村(哲)委員 今御説明ありましたけれども、いづれ手放していくという場合は、ある意味では株主の権利が侵害されることになるのではないかと。このことも理屈としてある。それは、今回の再編で資産を三分割して、その子会社の株式を一〇〇％所有している間は、長距離会社の株式は当分の間は所有しているのですけれども、所有している間は問題は起こらないと思われましますけれども、収益率が非常に高い長距離会社の株式を手放すことは当然あり得るわけですね。そうすると、それだけばこつとNTTの資産が減っていく、持ち株会社の資産が減っていくということになって、そうすると、今までのNTTの株主というのはそれだけある部分だけたものを持つというふうなおそれがあるわけだから、だからやはり当然その辺のバランスの問題として認可が必要になるのかなということを考えるのですけれども、そういう面もあるんでしようかね。

○谷(公)政府委員 これは仮定の話でございますけれども、売却をいたしましたも、その対価が持ち株会社の資産として入りますので、基本的には適正に売却されれば資産が減ることはないと思っております。しかし、そういったことにつきましても、非常に重要な資産でございまして、株主の権利の保護という点もあわせて考慮して判断していく必要があるかと考えるわけでございます。

○北村(哲)委員 次に、財務状況のディスクロージャーの問題でございますけれども、株主にとっては財務状況のディスクロージャーは投資判断をする上で重要なものであるということでは当然であります。再編後において持ち株会社の一〇〇％子会社となる東地域域会社及び長距離会社の財務状況については、NTTの株主に対して十分ディスクロージャーされることは担保されておるのだろうか、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○谷(公)政府委員 NTTの再編成は、通信政策上の観点からいわば国策として国が実施させるものでございまして、その推進に当たりましては、株主の権利に最大限配慮していく必要があるというところはさきにも申し上げたとおりでございます。

したがって、株主が投資判断を行います際に重要な要素となります企業情報の開示につきましても、再編成後、現在のNTTが行っておりますものと同程度のディスクロージャーが行われることは必要であろうというふうに考えております。NTTだけでなく、地域あるいは長距離NTTの各社別の財務情報についても、そういう意味で、可能な限り開示されますようにNTTに対して私どもとしても求めていきたいと考えております。

○北村(哲)委員 先ほども述べましたけれども、みなし公務員制度という問題が旧制度の残影として残っているというふうに私は申しましたが、これはまさに公務員に準ずる公社もしくは、その前は逓信省の直属だったと思うのですけれども、そういうところからの残影をそのまま引きずっているように思われますけれども、規制緩和の流れの中で、この問題、罰則、十八条の取締役、監査役、職員にわける罪、取締罪についての公務員並みの適用があるということについては、今後どのような方向で検討されるかについて御意見を伺いたしたいと思います。

○谷(公)政府委員 現行のNTT法におきましては、国民生活に不可欠な電話の役割を適切な条件で公平に提供するという責務を負っており、この公共的な役割をNTTが有しておりますことから、その役員職務の執行の公正を確保いたしますために取締罪等の規定を置いているわけでございます。

今回の再編成に当たりましては、長距離通信市場における競争の進展によりまして完全に民営化する長距離会社を除きまして、特殊会社として残ります持ち株NTT、東、西の地域NTT、このいづれにつきましても、あまねく電話の確保等の観点から、引き続き特殊会社として公共的な役割を担わせる考え方でありまして、これは現在のNTT

Tと実質的に同じ意味を持つ役割を担うわけでございます。したがって、その役員の職務の執行の公正を確保する観点につきましても、現在と同様に収賄罪等の規定を引き続き置きたいというふうに考えておるわけでございます。

将来の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますけれども、全体的に特殊会社としておくことの必要性がどのように変わっていくかということも考えながら対応していく必要があるだろうと思います。

○北村(哲)委員 私は、その問題については、やはり業務の性格からいって、金融とかそういう関係、あるいは中央競馬会とかそういうお金に関係するところはこういう問題があるにしても、情報通信産業については余りそぐわなような気がします。それはそれとして私の意見ですけれども、今後いろいろ問題になってくると思います。

最後に、一点ですが、大臣にお伺いしたいと思えます。政策の今後の方向性の問題であります。

NTTが国際通信に、そしてKDDが国内通信に参入することによって、事業者間の相互参入が進展することとなりますけれども、同時に、合併など業界再編成の動きも業界では進められているところであります。このような動向を踏まえた上で、国民・利用者のニーズにこたえるためには電気通信業界はどのような電気通信政策を推進すべきとお考えか、郵政大臣にお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○堀之内内務大臣 お答え申し上げます。

先生も御承知のとおり、国内、国際を問わず、情報通信が産業構造あるいは社会生活にますます重要な影響を与えてきつつあることは御案内のとおりであります。したがって、通信事業者等におかれましては、利用者側のニーズにこたえるべく、特にまたこの利用者のニーズというものが多様なサービスを要求しておるところであります。

このような観点から合併が行われたり連携が行われておるわけでございますが、このような利用

者のニーズに対応したサービスを提供したり、あるいはまた経営の効率化を図る、こういう観点から今後ますます競争が激しくなってくるものと思えます。また、事業者においては、この競争に勝ち抜く経営戦略としてこのような方策がとられておるものと考えます。

したがって、郵政省といたしましては、このような事業者が国際、国内分野において十分な、活発な事業展開が行われますように、また、利用者のニーズにこたえられる環境を整備する、これが郵政省の大きな役割だと思えます。

そういう意味で、規制緩和や公正競争条件の整備、あるいは光ファイバー網の整備等を図りました。こうした情報通信のインフラ整備についてこれから積極的に推進してまいる所存でございます。

正午休憩

午後一時四十一分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑(和)委員 午前中に引き続きまして、参考人の皆様には大変御苦勞さまでございます。

今度の改革案でございますが、私、辛口な印象を申し上げます。右側から見るとNTTは一社だ、資本関係から見れば一社だ、左の方から見ると、これは電通審答申である三社、あるいは持ち株会社が入りますから四社、こう見えるわけでございまして、何か透かし絵のようなものでありまして、まさに、長年経営形態をめぐって郵政省とNTTが激しい論争してきたわけでございますが、その最終結果というのはどうも両者の談合でできたような一つの結末ではないのか、このように印象を率直に感じました。

それで、これが本当の改革なのかどうかということですね。今政治の世界でも改革という言葉が盛んに使われているわけでございますが、改革というのは、やはり国民のための改革あるいは利用者のための改革でなければならぬわけでございまして、NTTと郵政省がお互いの権益、主張というものをただ一つにまとめたというのでは、これは単なる妥協でございます。改革ではないのではありませんか。改革という観点から見ると、今回の結論というものが、果たして、国民利用者にどんなメリットを生んでいるのか、この目的が達せられるものかどうかということを検証することが一番大事だと私は思うのでございます。きょうは九十分時間をいただきましたから、具体的にその点について丁寧にお聞きしたいと思います。

まず、郵政省として、今回の改革というものが国民・利用者に対してどんなメリットを生むと認識しておられますか。

○谷(公)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ありましたように、このNTTの問題につきましては、昭和五十七年の臨調答申以来十四年間にわたってさまざまな議論が行われてきたところでございます。今回このような形で結論を出すことにしまして、情報通信のグローバル化でございますとかまたはマルチメディア化といった大きな環境変化が生じつつありますこの分野の将来の展開に對しまして、適切に対応できる体制を整えることができるというふうに考えております。そして、このことによりまして、NTTの将来像はもろろのこと、電気通信産業全体の展望を開くことができるのではないかと、そういう意義を有しているというふうに認識しております。

また、これに加えて、再編成によります公正有効競争の促進とNTTの国際進出の実現によりまして、料金の低廉化が促進されたり、あるいは国内、国際の区別のないグローバルなサービスニーズへの対応が図られますなど、再編成のメリットが国民・利用者にも還元されていくものと期待しております。

ただ、具体的には、こういったことの実現は関係者のこれからの努力にまつわけでございまして、そのための仕組みを整備するといふことが今回の再編成のねらいであるわけでございまして、○遠藤(和)委員 確かに、臨調答申以来十四年間のこの経営形態をめぐる議論といふものが一つの結末を見まして、それに費やしてきたエネルギーがここで本来のエネルギーの方に向かうことができるというの、これは一つのメリットかもしれません。そこは私も理解ができます。公正有効競争を生み出すというわけでございますが、これはこの機会にどういふ分野でどんな競争が具体的に期待できるのか、それをもう少し詳しく言ってくださいますか。

○谷(公)政府委員 今回の再編成案におきましては、NTTを持ち株会社のもとに東西の両地域会社と長距離会社とに再編成することとしたしております。このNTTの独占的な地域通信部門と競争が進んでおります長距離通信部門とがそれぞれ別の会社となることによりまして、組織的に内部相互補助が防止されます。それからまた、相互接続ルールの明確かつ公平な適用が可能ということにもなります。このように、有効競争条件が確立されることによりまして、従来問題を生じておりました長距離通信市場等におきまして競争が活発になるということがまず考えられます。

また、地域通信市場におきましては、東日本、西日本において同程度の規模の地域会社が二社設立されることとなりますので、この両社間の比較競争といったことを通じまして、競争の活発化、組織経営の効率化が図られるものというふうに考えております。

さらにまた、NTTが国際通信分野へ進出することができるようになりますので、国際通信市場におきましても競争が活発化するものというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 地域独占という観点から見れば、この東西の地域会社はそれぞれのエリアでは独占しているわけですね。だから、その中で競争するというのは、東の会社と西の会社が競争すると

あるのですが、東と西が同じ地域の中で競争する話ではないですね。これは本当の競争になるのですか。

○谷(公)政府委員 確かにそれぞれ別の地域でありまして、地域の条件も様々ではないわけですが、この二社の地域は、この二社に分けて、この二社の地域のさまざまな経済的な指標あるいは通信の利用状況等を比べますとほぼバラバラになるわけですが、そういう意味で、この両社がそれぞれ別々の会社として競争努力を行います際にその競争の結果も比較的比較しやすい形になっているものと思います。

いずれにいたしましても、別の会社となるわけですが、その結果を比較することができるといふ形になりますので、このことがまた両社の競争努力を促すことになるだろうというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 それはある意味で間接競争。直接競争というのではないですね、直接競争するというのは。

○谷(公)政府委員 今回の法案におきましては、東西両地域がそれぞれ相手地域において地域通信事業を営むこともできることとなっております。

ただ、恐らく先生の御指摘は、一つの資本のもとにこの両社があるという点で、十分な直接競争ができるかどうかという御趣旨だと思えます。その意味では、確かに完全に分割された二社ではございませんので、制約があるというところは私も考えるわけでございます。しかし、次第にこの両社も独立性を強めてまいりましょうから、その中で、どういう形でやるかというところは直ちに予測はできませんけれども、地域に対する参入という点も実現してくるかと思えます。

そしてまた、こういった相手地域参入その他それぞれの会社の独自性を発揮しての効率化の努力といふことは、持ち株会社がこの両社に対してどのような程度に経営の独立性、独自性を認め

ていくかということにもかかるわけではございません、そういう意味で、関係者の理解を得ていきたいというふうに思っております。

○遠藤(和)委員 地域参入は大臣の認可が必要だと書いてある。これは、相互参入をやるというのは、競争を促すという意味では自由にした方がいいんじゃないかと私は思うのでなければ、なぜ大臣の認可を必要にしたわけですか。

○谷(公)政府委員 確かに、相互の参入を活性化したいといふ点では、実現したいといふことがこの制度のねらいであるわけではございますけれども、ただ、第一番の目的と申しますのは、現在独占的な地位を占めておりますそれぞれの営業地域におきまして、責任を持って電話その他国民生活に必要な通信サービスを提供するという点にあるわけではございます。これが、特殊会社としてこの両地域を参入して第一の趣旨であるわけではございます。その本来的な業務に支障のない範囲で、できる限り相手地域への参入等の展開をしてほしい、という趣旨で認可をかけておるわけではございません。

○遠藤(和)委員 地域二社を、要するに、いわゆるNTT法の枠の中に縛りつける、いわゆる特殊会社にしたわけですが、これはユニバーサルサービスの関連になるわけですが、私は、相互参入を自由にするとすることは、ぜひフリーにした方がいいと思えます。その方がより競争ができる、このことだけ今の時点では申し上げておきたいと思えます。

国民にとってどんなメリットがあるのかという具体的な目安として、やはり一番わかりやすいのは電話の料金じゃないかと思うのですが、例えば、長距離電話の電話料金が、この改革をやることによって、近い将来二分の一になりますとか、あるいは三分の一になりますとか、そういう具体的な自信のほどは示せますか。

○谷(公)政府委員 今回の再編成におきましては、全国あまねく国民生活に不可欠な電話サービスを

確保いたしますと、あるいは、独占部門と競争部門とを別会社として公正競争の基盤を確立しますとか、あるいは、東西に地域会社を設けることによりまして両者の間の比較競争を実現しますとか、こういったさまざまな仕組みを設けることによりまして競争を活性化し、サービスの改善、料金の低廉化を図ろうとするものでございます。

しかし、先ほど申し上げましたけれども、具体的にどのようなサービス内容を実現していくかということにつきましては、関係者、特にそれぞれの会社の営業努力、経営努力ということによるわけではございます。行政といたしまして、あらかじめ、どの程度の料金あるいはサービスの改善を実現することができるといふ目安をお示しすることは難しいと思っております。

○遠藤(和)委員 そういう環境を整えるのが行政の仕事であって、実際に営業するのはNTTあるいはKDDの仕事ですね、長距離は。そうすると、NTT、KDDの方にも聞きたいのでなければ、今度のこの改革で、長距離通信の料金というのは安くできる自信がありますか。ある程度目標は示せますか。まず、NTTから。

○井上参考人 我々の事業というのは、何しろ、使いやすく、いいサービスを安い料金で出していくというのが最大の役割だといふふうに考えております。そのために日夜いろいろ努力してきておるわけではございます。今御質問の長距離料金について、今回、再編成で一つの会社になつていくわけではございますが、これから国際も含めていろいろなサービスを展開していく、その中で、財務状況その他を見ながら料金というものを決めていくわけではございます。国内の長距離料金そのものについて、今現在、一番安いところは三分百十円といふことになっておるわけですが、とりあえず、従来から、二〇〇年までに百円にしたいという目標を掲げて今努力をしているところでございます。

さらに、再編後の長距離電話会社につきましても、幅広い分野での事業拡大だとか、より一層の

経営の効率化、さらには、デジタル化その他の設備のバックグラウンドも使いながら、サービスの多様化、マルチメディアの動き、こういうものを見ながら、さらには、いろいろな新しい事業者が今出てきております。公一専一公を使った新しい事業者が新しく参入している、こういうような動きも見ながら、料金の低廉化に努めていくという覚悟で取り組んでいくつもりでございます。

○西本参考人 長距離電話の料金が幾ら下がるかという御質問でございますけれども、国内の長距離電話市場におきましては、NTTとKDDの競争の中で、年々料金水準が低下しております。今回の三法改正によりまして、公正な競争条件、接続条件が確立されて、さらに競争が促進され、また、KDDが新たに市場参入するということもありまして、料金水準の低廉化は一層促進されるものと考えております。KDDも当然競争力のある料金で参入したいと考えておりますけれども、これは、この法律が通つてからということもございまして、これから検討してまいるところでございまして。

○遠藤(和)委員 地域の料金の方でなければ、要するに、東西二社に分かれたといえども、NTTの独占です。これはお互いに競争するといふことではございます。地域の料金というものは下げることができぬのか。それは、ただ利用料金だけじゃなくて、基本料金、あるいは問題でありますこのいわゆる施設設置負担金制度ですか、この圧縮、こういうものがちゃんとNTTとして料金を改定する視野の中に入つていて、こういうふうな方向で地域料金についても値下げをしたい、こういうふうな計画をつくっておりますか。

○井上参考人 地域料金につきましては、現在でも非常に、先生御存じのように、基本料金、それから、三分十円のところにつきましては、コストとのバランスからいって極めて安いというか、使っている料金になっていくんじゃないかと我々は思っております。今後、東西の二社になった中で、この料金がどうなるのかという御質問をよく受ける

わけでございますが、我々としては、できるだけ経営の効率化、それから地域に密着した経営の中で、いろいろな多様なサービスを展開していく中で、お客さんに迷惑をかけないようなサービス体系にしていきたいという事は思っております。

そういう中で、それではどういうような料金体系になるのかということでございますが、いわゆるユニバーサルサービスとしての今の使いやすさ、これはぜひ維持していきたいということで今取り組んでおるわけでございます。

もう一つ、先生の御質問にありました設備負担金、いわゆる一番最初の初期の費用でございますね。これについては、世界に比べて非常に高いんじゃないかというのをいろいろ問題にされておるわけでございますが、ISDN型の電話、これについては、先般、ぜひ初期の負担が軽いサービスについては認可をいただきたいということで、今、郵政省の方に提出してございます。

ただ、従来の型の電話につきましては、これは非常に過去の経緯もありましてなかなか難しい問題がありまして、我々としても、この問題をどうするか非常に頭の痛い問題でございます。今後いろいろな方のお知恵もかりながら、研究課題として今取り組んでいるところでございます。

○遠藤(和)委員 国際通話料金ですが、これは、いわゆるコールバック事業が日本で展開できるといことは、日本から外国にかけるといことは、日本から発信する国際電話の料金を、KDDさんの努力されるでしょうし、今度NTTの長距離離合会社の方でも進出できるわけですから、お互いに競争するという中で、これも競争が激しくなれば圧縮できるのではないかと思います。この辺の目安については何か考えを持っていますか。KDDさんから先に聞きましょう。

○西本参考人 お答え申し上げます。国際電話の料金につきましては、技術革新と需

要の増大、さらには競争の進展によりまして、大幅に低廉化されておることは先生御承知のことと存じます。

例えば、KDDのアメリカ向けの電話料金は、昭和五十年代以降これまで十七回値下げをいたしております。現在では当時の七分の一以下の料金水準となっております。コールバックというお話しもございましたけれども、今後、当社が、コールバックあるいはインターネット電話、あるいは公一、公の開放がことしじゅうにございますけれども、こういった競争に対抗していくためには、より一層の料金低廉化が必要でございます。そのためには、今回の法改正によりまして可能となります。国内参入によって、私も新たな需要を取り込むとともに、国内、国際の相乗効果によるコストの低減化というものが可能になりますので、これをもって国際競争力をさらに強化していきたいというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 NTTの長距離離合会社が国際通信に進出するわけですが、それは、日本発の国際通話料金を安くする方向で頑張りたい、こういう方向を持っていますか。

○井上参考人 長距離離合会社が国際に出た場合の料金ということだと思いますが、当然、我々としても、できるだけ安い料金で提供していきたいという考え方で努力していくというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 東西二社の料金の格差が起るのか起らないのかという問題、これはこの委員会でも議論になったようにございますが、新しい法律で申し上げますと、第三条、業務規定との関連だと思えます。この業務規定の中のユニバーサルサービスを規定した部分をどのように読むのかという問題になるのではないかと、この法律に対する有権解釈というものはやはり郵政省が持っているのですが、郵政省としては、この業務規定の中に全国均一料金というのは含まれていないと理解をされているのかどうか。これは法律の解釈の問題ですから、まず聞きます。

○谷(公)政府委員 今回、地域会社を二社に分けて、その趣旨は、それぞれの会社がそれぞれ独自の電気通信事業者として経営努力を行い、サービスの改善に努めてほしいということでございます。その中で基本的なユニバーサルサービスを確保していただきたいということでございまして、基本的には、そのサービスの内容はそれぞれの会社の経営によって決まるということになるわけでございます。

ただ、ユニバーサルサービスにつきましては、やはり全国的にできる限り均一のサービス内容が提供されることが望ましいということも事実でございます。また、再編後の変化といたしまして、急激な変化ということにつきましては影響ということも考えられますから、その辺につきましましては、持ち株会社の方において、これら全体の状況をしながら必要な助言その他の援助を行っていくということも考えられるわけでございます。

ただ、基本的なユニバーサルサービスにつきましては、今後の方向といたしまして、この両社が経営努力を行います中で、現在のサービス水準が現在よりも悪化していくことは予想されませんので、サービスが改善されます方向において変化をいたします際には、一時的にいい方向で差が生じてくるということはあるというふうに考えております。

ただ、具体的な料金の決定は、さまざまな要素を勘案して事業者において決定することになりますので、私どもの方としてその結果を直接に申し上げることはできません。

○遠藤(和)委員 現在の水準を下げるというよりも、安くなる、その安くなる度合いが東西二社で違ふ、結果的に料金に差異が生じますね。そういうものを例えば認可申請をした場合に、郵政省は、この業務規定違反と見るのか。業務規定は、希望しているけれども、厳密に料金の差を違法だといふうなところまでは言っていないのではないかと、こういうふうに理解をしますが、法律の解釈です。から少し厳格にしたいのですけれども、東西二社

が競争するわけですから、競争というのはやはり料金にあらわれなければ競争にならないわけですね。幾ら競争しても同じ料金でなければ認可しないというのではだめなわけですね。それは、この法律の業務規定を読んだ上で、どんなことであっても均一でなければいけないということまでこの業務規定は期待をしているのか、縛っているのかどうかという、法律の解釈の問題でございます。

○谷(公)政府委員 ユニバーサルサービスという概念につきましては、明確な定義が存在するわけではございません。私どもの考えておりますのは、国民生活に不可欠であり、だれもが利用可能な料金など、適切な条件で全国あまねく供給がされるべきサービスだということに考えております。また、こういった意味で公平な提供ということも必要であるわけでございますけれども、ただ、このことは、必ずしも全国均一の料金その他の条件でなければならぬということではございません。また、公平ということにつきましても、合理的な理由による差があるということは認められると思

います。ただ、その方向といたしまして、現状より悪い方向に行くということは私も全く予想しておりませんので、サービスが向上していく過程において差が生じていくということは、むしろ競争という観点から見ますと、やがてこれに対して、競争においておかれております方がさらにこれに追い

つき追いつくような努力をするというふうに考えられまして、結果的には全体的にサービスの改善が図られていくことになるというふうに考えておるわけでございます。

○遠藤(和)委員 今の郵政省の答弁を言葉をかえて言えば、東西二社で値下げ競争をやっている、ほとんど認可しますよ、現行水準より安い料金であれば、値下げ幅は同じものでなければならぬということ縛るつもりはありません、こういうことではないですか。

○谷(公)政府委員 先ほどもお答えしましたけれども、具体的な料金の設定ということにつきまし

ては、事業者においてさまざまな要素を勘案して判断するものでございます。それからまた、現在提供されております電話サービスの条件につきましては、考えられる改善の幅というものがその内容によりましてあると思われましますので、全体をひくくめまして、差があることを前提にしてというお答えはできないわけでございますが、基本的に、一般的なお話として申し上げますならば、それぞれの経営努力によって差が生ずる、改善の方向において差が生ずるということは私も受け入れるということでございます。

○遠藤(和)委員　たくさんしゃべるとだんだんわからなくなるんです。

要するに、お互い値下げ競争をやりたいよ、競争世界の中でやることはいくらなんだから。ただ、現行の水準より悪い、値上げのことは認められないけれども、値下げするんだつたら、例えば東の会社が三割やつた、西の会社が二割だつた、二割は認められないから両方三割にしてとか、両方二割にしてとかそういう線引きは郵政省としていたしません、それは東会社の自主的な判断を理解をする、こういうことでしょうか。こういうことで、はいそうですと言ってくればそれでいいんです。

○谷(公)政府委員　料金の設定につきましての必要な条件というものを満たした上でそのような料金の申請が行われますならば、それを認可するということになると思ひます。

○遠藤(和)委員　責務規定の理解の仕方、よくわかりました。それから、郵政省の考えもよくわかりました。

さて、そこで、NTTさん、何か記者会見では、今度の改革の結果、西の会社にもいろいろな経過措置があつて、交付金制度ですか、あるいは損金算入制度ですか、そういうものが取り入れられたから、当分の間は全国統一料金を維持できるといふような意見があつたように思ひます。将来、東西二社がお互いに協力して、体力をつけて競争するということになると、何が何でも全国一律で

はなくても、東会社は東会社の自己判断、西会社は西会社の判断、こういうことで違ふ料金の認可を申請するというのを考えていますか。ちよつと記者会見と現在の郵政省の答弁との乖離があるような感じがするものですから経営方針をお聞きします。

○井上参考人　今、郵政省の局長の方から法律的な解釈をきつて御説明されて、我々としてもそれぞれの地域会社がユニバーサルサービスをきつとやつて、それが全国的なユニバーサルサービスにきつとなつていくというふうには考えております。その場合に、では事業者としてどう考へていいのか。我々としては、今まで、過去全国一社という形でユニバーサルサービスを全国に提供してきました。これについては、国民の皆様、利用者の皆様から、非常にいいものだからということです。と来ているというふうには理解しております。

今回、一番議論があるのは、東西に分かれて、逆にこういうものが維持できるのかどうかという御心配がたくさんございまして、我々としては、このユニバーサルサービスをできるだけ東西格差のないように今後とも維持していきたいということですが、そのために、東西の会社がそれぞれ一生懸命経営改善をして、そういうものが維持できるような努力をしていきたいというのが基本的な態度であるということ、今までいろいろなところで述べてきたところでございます。

○遠藤(和)委員　郵政省の方は、競争するのは大いに結構、それは値上げの競争ではなくて、値下げの競争してください、国民の皆さんに還元できるような競争であればよろしい、その結果に差異が生じてもこれはしょうがない、そこまで言っているのですが、NTTは、そうすると、やはり持ち株会社が両方をコントロールして意思を統一するといふような話になりますね。それは今度改革をした趣旨にちよつと合わないのではないのか、何か身内では合っているような話ではないのか、こういうふうな感じがいたしますが、その辺の、

当面の話と将来の話とあると思ひますけれども、定かに経営方針を決めているのですか。社長さんにちよつと聞きます。

○宮津参考人　今先生おっしゃったように、近い将来と遠い将来という問題があると思ひます。それからもう一つは、郵政省さんの方は監督する立場ですから、こうあつてほしいというふうな意見をされると思ひます。私どもの方は当事者ですから、できないものはできないなと半分ぐらい思っているのですが、できないとは言つていませんが、實際上、責任を持つてやらなければいけない方です。それから、そういう立場を言つております。そのこと、この二つの、両方の意味の違いはあると思ひます。

それで、実際上の問題としては、一番心配しておりますのは、分離分割反対と前に私どもは言つていました。それは実際今のサービスレベルも保障できなくなるのではないかといいおそれがあると思つて、そのまゝ分離分割されたのではユニバーサルサービスも均一なサービスができないのではないかと危惧がございまして、いろいろ申し上げたりしております。

今回は、一応、いろいろな議論の末、条件をいろいろ整備していただきました。それで私どもとしては、そういう条件の中だったらサービスを低下させないで何とか均一のサービスというものが格差なしにできるのではないかといいふうに今は予想しております。予想というのか、そうしなければいけないと思つております。そういう意味で、格差のないユニバーサルサービスなるものをちゃんとやつていくつもりでございます。こういうふうにお申し上げております。

おりますが、その先、それではそれがうまくいったとして、今度はずつとサービスがよくなくていく、そういう先になつてきたら今度はどうなるのかといふような話になりますと、私どももそこまで、胸を張つて申し上げるといふところまで今のところはちよつといつておりません。今はとにかく再編といふものが起こつて、今回の再編

をやることによってサービスが悪化したり格差が出てきたりといふようなことはなるべく避けたいんだといふような意味で、努力してまいりますといふふうには言つております。

もちろん、全体としてサービスレベルがずっと上がつていくといふことは、いろいろなサービス全部含めて当然のことだと思つておりまして、今基本的には電話の時代を超えて新しいいろいろなサービスが出てくる、需要といふものがどんどんふえていくために、当然そういうことはしなければいけないし、努力しなければいけないといふことは承知しておりますので、そういう基本的な議論といふのはあると思ひます。今申し上げましたのは、その中でいわゆる電話サービス、ユニバーサルサービスについてどういふ姿勢で臨んでいるかといふことについて申し上げました。

以上でございます。

○遠藤(和)委員　これから会社の経営方針等は、この法律が成立すれば、二年六カ月の間に議論をされるわけでしょうけれども、きょうは第三条責務規定の理解の仕方、責務規定の中でユニバーサルサービスが明文化されているわけですが、それは何が何でも全国統一料金でなければならぬ、こういうのがんじがための規定ではない、法律解釈としてこういうふうな理解はつきりしたと思ひますので、その法律の中で会社の経営方針を会社が決める、こういう話にならうかと思ひます。

それから、今いろいろ国民にとつてどんなメリットがあるのかと聞いてきたのですけれども、いま一つはつきりしないわけですね。安くするだろう、サービスが多様化されるだろうという期待感、それは郵政省はお持ちだ。それから、会社の皆さんも、そう努力したい、こういう話はあるんですが、私、大臣に政治家として聞きたいのですけれども、政治家といふのはやはり未来のビジョンを示す必要があると思ひます。要するに、郵政省の声を代弁するのが政治家ではない、大臣ではないと思ひます。むしろ、こういう改革を今やる理由を私は

こう理解する、私としてはこういう目標を掲げて料金のコストダウンをし、さらにサービスを多様化して、こんなマルチメディア時代を考えています、ですからどうか国民の皆さん、今回の改革について御理解ください、こういうことを言うのが政治家の務めではないかな、こう思いますので、政治家としての大臣にその辺の所感を聞きたいと思ひます。

○堀之内国務大臣 先ほどから先生の御質問、御意見を拝聴いたしておりましたが、再編成のメリッドはないのじゃないかという御指摘があるいはたお互いのメリッドを立てただけじゃないかという御指摘もありましたが、私はやはり、十二年間という長い間の時間はかかりましたが、それだけ大きな意見の問題もあつたろうとは存じますが、大局的な立場に立つて今回このような合意を見たということ。すなわち、最近の情報通信の急激な発達、発展というものがこれに対して大きな影響を与えたことはまた間違いないわけであります。

御案内のとおり、今日マルチメディア時代と言われているわけでありますが、そういう意味から、今回NTTとしても郵政省のこうしたこれまでの長い間の議論に賛同いただきまして、今回の再編成案がまとまったわけであります。

そこで、今回の再編成の目的につきましては、今までは同様に全国あまねく国民生活に不可欠な電話サービスを保証するということ、これは最も基本的な問題であります。

二番目に、NTT独占部門と競争部門を別会社にすることによりまして公正競争の基盤を確立できたということ。

そして三番目に、NTTの地域会社の東西二社化による比較競争の実現であります。これはなかなか余り、これまでの御意見では、競争にならないのではないかと、こう言われましたが、私は今日のマルチメディア時代を考えると、それぞれの会社でお互いに多様な住民のニーズにこたえたサービスを開発していただける、こういうふうに考

ております。

そして四番目に、競争と組織運営の活性化を通じて、低廉な料金やサービスの多様化が実現できると考えております。

さらにもう一つ大きなものは、NTTの国際通信への進出が可能になります。したがって、情報通信のグローバル化への積極的な対応を図ろうとするものであります。

こういう具体的なサービスの改善や料金引き下げは、言うまでもなくビジネスを行う通信事業者の努力にまたなければならぬところであります。が、今この行政の立場で具体的な数値を示すことは妥当とは思っておりません。しかし、先生も御案内のとおり、十二年前にこの民営化に入りまして、その当時、その五、六年前でしか三分七厘二十円でありましたが、そして民営化したときからちょうど四百円、それが今日では百円ないし十円、こういうところまで電話料、遠距離通話が低廉化してまいりました。これもやはり通信事業者の競争のたまものでありますから、今後公正競争の基盤が確立されまして、国内の遠距離通信料金だけに限ってもまだ引き下げが期待できるのじゃないか、こういうことを私は考えております。

私は、こうした環境を我々郵政省が整備することによって大きな成果を期待できる、こういうふうに考えております。

○遠藤(和)委員 郵政省の考え方は私もさつきから聞いていたので、政治家として大臣の国民へのメッセージを聞きたかったわけですね。国民に対する生の声をこの委員会を通して伝えてほしい。それは、やはり何か郵政省とNTTが談合してつくった話じゃないのか。本日に国民に対してこういう改革をやる、こういう決意なんですよということをはっきりやり生で伝えるべきじゃないかと私は思います。

私は、ほつておいても長距離通信初め通信のコストは安くなると思うのですよ、今の技術革新が進んでおります。さらに、例えば政治的に規制

緩和を進めるとか競争を促進するとか、そういう手段をとることによって、ほつておいても下がるものをとつと下げる、こういうふうなものがある。家のこの問題に対する見解であつてほしいな、こう思うのです。二分の一とか三分の一とかいう数値目標を本日は示してほしいのだけれども、少なくとも国民の目に見える形で大胆に規制緩和とコストダウンに取り組みます、そのことが今回の改正でできる環境が一つできまして、この辺の決意はやはり大臣の声としてお聞きしたい、こう切実に要望します。

○堀之内国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたが、料金的に数値目標を示すということは通信事業者の領域を侵すことにもなりますし、我々はこの事業者の努力を期待する、またそういうために郵政省として大きな環境をしっかりと、もろもろの環境整備をしていくということであります。

私は、NTTが今の一社が三社に事業体として再編成されることは、さらにスリム化された事業体の中で大きな成果を上げられる、こういうふうな期待をしております。いままでのNTTさんのNTTデータ通信あるいはNTTドコモ、これももととは本体の中の一部門でありましたが、これが子会社と分離したわけでありまして、さらに今大きな成果を上げられておられるわけでありまして、私、そうした今までの実績あるいは経験から見まして、今回の再編成によって大きな成果が期待できると確信をいたします。

ただ、ここで数値をお示しできないことは御理解を賜りたいと思ひます。

○遠藤(和)委員 それでは、ちょっと話を変えましょう。

持ち株会社の株の話をしたいと思ひますが、持ち株会社が持つ株は、今のNTT本社が持つ株と、そのほかに持ち株会社が持つ、そのほかにい

その持っている株を放出し終わつたら持ち株会社は使命を果たして解散、こういうことになるのでしょうか。ちょっと説明してください。

○木塚孝人 答え申し上げます。持ち株会社は、今回の再編の東と西と長距離と、そのほかに先ほど大臣の答弁にもございましたが、データとかドコモとか、当社が持つております子会社、これらの株式を所有することになります。これは、再編成の実施計画の中できちんとしてから決めていく問題で、今現在はまだ決定しておりません。

それで、先生のお尋ねの、子会社の株を放出していったら、一体持ち株会社でどうなつちゃうんだというお話でございますが、今回の再編の持ち株会社というのは、基礎・基盤研究をやるということが一つございまして、そのほかに、先ほど申しましたいろいろな当社の子会社の株式を所有しておりますし、また新しく出資というものも考えられるわけでございます。情報通信分野にかかわらず、その周辺でいろいろな事業というものを展開することができ、当社が今回持ち株会社制度のもとに再編に合意をいたしましたのも、その辺に一つの当社の目標があるわけでございます。

そういう意味で、持ち株会社が放出を終わつたから、役目がなくなつてその会社を解散させる、そういう意味合いは全くございませんので、御理解をいただきたいと思ひます。

○遠藤(和)委員 持ち株会社が持つ株は、まず今のNTT株、これはNTT本体の株と言っておきましよう、その株を全株持つ。そのほかに、子会社三社の株、新規発行した株を持つ。それから、現在あるドコモ、パーソナル等の全国展開をしている、この持ち株会社から見れば孫会社ですかね、その株も持ち株会社が持つ。こういう理解でよろしいんでしようか。

○木塚孝人 答えいたします。ちょっと先生誤解があるんじゃないかと恐縮ですが思ふんですが、今当社の株式は、政府が約三分の二保有しております、三分の一は一般の株

よろしゅうございますか。

○木塚参考人 先生のおっしゃるとおりでございます。

遠藤(和)委員　そうすると

今度、長距離会社の株につ

今度、長距離会社の株については、これは民間会社ですから、大臣の認可があれば放出することができますね。そうすると、それは長距離会社としての銘柄の株になりますね。それを出す。そうすると、今のNTT本体の株というのは、長距離会社の実績というものも全部含まれているわけですから、長距離会社だけの新株が市場に出ていきますと、NTTの本体の株というのは、長距離会社の力というものが薄れていく、なくなっていく株になってくるわけですね。そうすると、株の値打ちがなくなってくるんじゃないですか、今

NTT本体の株と、今後市場に出るであろう、認可があればの問題ですが、長距離会社株との関連性、つながりというのは一体どうなっているんですか。

長距離の株をもし当社が経営判断としてこれを放出したいというふうに考えますと、当然、先ほども先生御指摘のように、郵政大臣に認可申請いたしましたして、認可をちようだいして売却を進めていくということになろうかと思えます。

その場合は、売却したときに、正当な対価が当然売却先から手前どもの会社、新しい持ち株会社

の方に現金で入ってまいります。あるいは株式を交換するというような話になれば、他社の株式が入ってくる、こういうことになりますが、いずれにいたしましても、正当な対価をちょうだいしながら売却を進めていくということが想定されるわけですが、その経営判断は、これは当社のグループ戦略そのものでございますので、これはそのときに適時適切に判断をしていくことになると思うわけです。

以上です。

○速藤(和)委員　今持っているNTT本体の株と

いうのは、政府が三分の二保有しているんですけども、その株が市場に出る、またNTTの持ち株会社がつっている長距離会社の株も市場に出るということになりますね。そうすると、今のNT

Ｔ本体の株というのは、いわゆる三社、研究開発も入ると四、持ち株会社あるいは東西二社あるいは長距離会社、全部の力の総和というのがＮＴＴ本体の株ですね。それが市場に出るわけですね、政府が放出することによって。

一方、持ち株会社は長距離会社の株を出すということになる、今持っているN.T.T.本体の株というのは、長距離会社が貢献している部分が多量にあるんじゃないかと僕は思う、今長距離会社ではないですけれども、長距離部門と言ってもいいかも知れませんが、その部分があるんじゃない

そうすると、これは株券と株券を交換するというふうにするのか、あるいは今株を持っている人に長距離会社の株を先行取得できますよ、新株を譲り受けることができるという、そういう特別な措置のようなものを考えているのかどうか、全部市場に任せていますということになっちゃうんですかという話をしているんです。

○木塚参考人　それは失礼いたしました

長距離会社を今度法案が通りますと設立したいんだけどございしますが、この長距離会社というのは、やはり資産の規模等からなかなか、N T T は現在約千六百万の株式を発行しておるわけですが、資産の規模が非常に大きい、今の会社そのものが、電気通信審議会の中でも御議論があったやに承っておるんですが、要するに、長距離会社の株券をつくれた、これを今の株主さんに株券で渡していくという方法は当然あるわけでございしますが、端株になってしまうわけでございます。

流通価値の問題とか上場基準の問題とか、いろいろ御議論があつたように承っておりまして、手前どもとしても、やはり端株の株券を今の株主さんに渡していく、これは一定のリーズナブルな考え

だと思うのですが、なかなか資産価値の問題として、上場の問題等を考えますと問題がたくさんあるという専門家の意見もございまして、私どもとしては、今そのような考えは持ち合わせていな

いという状況でございます。

いという状況でございます。

○遺囑(和)委員　それから、持ち株会社だとえ子会社の株をみんな持っておりまして、NTT本体の株を政府が持つて、その政府が全部出しましたら、持ち株会社を持つていう株というのは全部紙切れになるんじゃないですか。だって今のNTT本体の株というのは、四社の力を全部総和したものがNTTの株なんですから、NTTの株と子会社が発行する株との関連は一体どうなんだと。要するに、子会社の株を全部足したものと、今NTT本体の株全部と値打ちは同じでしよう、

○林参考人 現段階で、まだ長距離会社の株を放出するかどうかということについては決めておりません。当分の間はまだ放出はないというふうに思います。したがって、先生の御質問につきましては、仮定の話ということになるわけでございますが、一般論としてお話しさせていただきますが、仮にそういう状態で長距離会社を上場し、株を放

出するということになりましたときは、それに対

して、当然株を放出したことに伴うキャピタルゲインと申しますか、収益が入ってまいります。それはまさに先生がおっしゃる、長距離の価値分の収益として入ってまいります。それは、当然にまた持ち株会社の株主の資産になるわけでございますから、言ってみれば、株式が現金と申しますか、それに転化された形でございますから、持ち株会社の株主さんの価値というものがいささかも減じない、こういうことになるわけでございます。

ただ、政策論として、将来の期待性も含めまして、放出するかどうかということにつきましては、

これは一般の商法の手続に基づきまして、株主総会等で株主さんが決議された場合に放出することになります。したがって、了承つきでそういう形に資産の内容を変えていくことはあり得る

かというふうに思います。そのように御理解いただければありがたいと思います。

○遠藤(和)委員　私は、子会社三社の株を持ち株会社が持っていたとしても、それを実体あたらしめ

るものにするためには、**今政府が持っているNT**

るものにするためには、今政府が持っているNTTの未発行株、それを全部持ち株会社が持たなければ意味がないわけですね、同一の価値ですから。そのことを言っているわけです。NTT本体の株が全部出てしまつたら、幾らNTT本体の株の中に小さな会社、小さいと言つて失礼しました、子会社の能力も全部入つてしまつたわけですから、そうでしょう。そのようにしたわけでしょう。だから、その話をしているわけです。そういうことになりませんか。

○井上参考人　いろいろと立ちかわりの御説明で

申しわけございませんが、端的に言いますと、持ち株会社が長距離、地域二社の資産を株を通じて持っているわけですね。したがって、その株を外へ出す、売っていくというときには、その資産の価値を世の中に売っていくという形になるわけですね。そのときに、売って、その部分を持ち株会社で利益を得ないで、だめなものですから、そこで先ほどから出ているギヤピタルゲインを持つという形になります。そういうNTTの持ち株会社制度として、トータルの資産を、今度は、今国が三分の二持っているし、あとの三分の一は国民の方が、株主の方が持つという形になるというところで、NTTの持ち株会社の全体の資産、これに対してどういう評価をしてそれをどういうふうにつけて、どういうふうな次元と、持ち株会社が今度の三社の資産を持つというのとはちよつと次元が一ランク違うというふうなことを考えております。

我々としては、今後、持ち株会社の中の資産の一部である長距離会社をどういうふうな一般の方に持ってもらふかという形については、先ほど言いました経営戦略といいますが、グループ戦略という中で、持ち株会社として損はしないように、それからまた、持ち株会社を中心とした会社全体の株主である皆さん方が損をしないような形で戦略的にやりたいということで、御説明を申し上げていこうとさせていただきます。

○遠藤(和)委員 本日は今NTT株というものを、NTT本体の株を子会社に分けなければいけないんだけれども、それをやると株主に対する権利が保護できないということでNTT本体の株にしているわけですね。そうでしょう。だから、NTT本体の株の中には、全部の資産、全部のものが入っているわけですね。それで、今度は新しくその子会社の新株発行してあるものを全部持ち株会社が持つわけですね、それは既にNTT本体の株の中に入っているわけですね、そうでしょう。だから、二つ持っているわけですね、一つは持っているわけですね、その話をしているの。頭の体操として聞いているわけですね。だから、政

府がNTT株本体の株を全部放出してしまったら、そうしたら子会社の株を何は持っているてもそれは紙くずじゃないの、こう言っているわけですね。だからそれは、NTT本体の株の中に含まれているのですから、NTT本体の株と今の子会社の株とをやりドッキングさせなければいけないわけですね。どういうふうな形にしなければならない話になるのです。これをしなければいけないじゃないですかというのを言っているわけですね。

○本郷参考人 お答え申し上げます。どうもちよつと先ほどから議論が交錯してしまっていて失礼しておりますが、先生がおっしゃっているのは恐らくこういふことじゃないかなと思つてちよつとあれなんです、確かに、NTTの子会社の資産価値を全部含めて今のNTTの株式というのが形成されておるわけですね。それは今度は持ち株会社にするまゝなるわけですね。持ち株会社になるわけですから、持ち株会社制度というのをもうやめてしまいたくない、それで今のNTTの株主さんに今度できる再編の会社の株券を、子会社の株も含めてちよつと渡してしまつたらどうですか。つまり、NTT一社体制を資本関係なしの分離分割にすれば、そのようなことになるわけですね。

それは手前どもとしては、株主権利保護という観点からいえば、やはり長距離の会社は、先ほど申しましたように端株になつてしまつたり、それから西の会社は赤字でございますから、上場してもとてもいい値段がつかないというふうに想定されるし、リスクが大き過ぎるわけでございます。したがって、株主権利保護という観点からいっても好ましくない。それなら、持ち株会社制度というもので、その答申が言つておられますいわゆる「公正有効競争」といふものについても、法人格を別にすることによって一定の整理をしようということと私どもの判断ができたというわけですね。

○遠藤(和)委員 それはわかつた上で聞いている

わけですね。だから、今直ちに分割すると株主にに対する保護ができない、そういうことで、NTT本体の株といふものでちよつとやりましようという話をしているわけですね、今度新しく子会社が発行した株も、それは子会社の銘柄の株だと先ほどおっしゃつていましたね。その株を全部持ち株会社が持つということですね。そうでしょう。それは、NTT本体の株の中にそういう価値は含まれているわけですね。だから、持ち株会社が今度放出するのはNTT本体の株だけというのだったらちよつとわかるのです。そうじゃない、NTT本体の株じゃない、子会社の株を放出すると言っているから、NTT本体の株と子会社の株はちよつと関係があるのかと聞いているわけですね。

○本郷参考人 NTTはいろいろな事業をやつていまして、長距離はある部分の事業でございますから、当然、長距離の会社が今度できた場合にNTTの株を渡しても、だれに渡すかわかりませんけれども、NTT自体がお国の株を配るわけにはいかないうけでありまして、NTTがどういふふうな、NTTの株を配るといふのはちよつと私理解できないわけでありまして。

それで、長距離会社というものができ上がる。そうすると、昔私どもがデータを売却して上場させたように、長距離の会社が業績が一定なものを上げられれば、上場基準を満たせば、市場で売却しようと思えばできる。だからこれは一つの経営判断でございますので、今ここでとやかく申し上げるつもりはございませんが、そういうふうな私に考えておるわけでありまして。

○遠藤(和)委員 聞けば聞くほどわからなくなつてしまふ。郵政省、法律をつくつた人に聞きましょう。これはどういふことを想定して持ち株会社をつくつていふのですか。

成するわけでございますが、それらを一時に完全に独立の会社とはせずに、持ち株会社のもとに資本的に統一する。それによって、従来一社体制のもとでつくられてきた全国的な通信システムの間における連携といふものも維持をしていこうということでございます。

したがって、この三社の株は、それぞれ別々の会社でございますけれども、持ち株会社の株という形に一人置きかえられて、そして、現在の株主、政府あるいは三分の一については一般国民の方々の株となるわけでございます。

したがって、持ち株会社の株はNTTが持っているわけではございませんで、NTTが発行し、それを政府あるいは一般の国民の方が持つております。政府は、それを今後できる限り、市場環境が整いつた次第、三分の二までは売却をいたしまして、一般国民の方々をNTT持ち株会社の株主にしたいわけでございます。

NTTの長距離会社の株式は長距離会社が発行した形でございますが、持ち株会社が所有しておりますので、これを処分することができるとは持ち株会社でございます。持ち株会社がこれを処分いたしました際に当然正当な対価を相手から受け取るわけでございます。そういたしますと、持ち株会社の資産をいたしまして従来長距離会社の株式として持つておりました部分は現金にかわるわけでございます。東西の株式と長距離の現金の分が合算されて、全体として同じ価値として、NTT持ち株の株主でございます。国民または一般国民の方々の資産になるということでございます。

これは、従来分離をしてまいりました、大きな差はございますけれども、データにつきましてもドコモにつきましても、NTTの本体の株の価値の一部であつたわけでございますが、それを子会社として分離をし、上場して売却いたしました際に株式が現金にかわつて本体の資産になり、その本体の資産を表章する株券の価値の中身になつたというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 ですから谷さん、僕はさっきか

ら聞いているのですけれども、N T T 本体の株と
いうのがあるわけですね。それは、政府が今三分
の二持っていていいですね。その価値という
のは、分離分割する前の N T T、現在の N T T の
全部のものを評価したものですよね。そうでしょ
う。

今度は、それを子会社が発行するわけですね
でも、その評価の中を分けていくわけですね
これは、ですから、N T T の持ち株会社が保管を
する子会社の株の価値の総和というものは、政府
が持っている今の N T T 本体の株の総和と同じで
すね。これは確認します。

○谷(公)政府委員 細かく申しますと、現在 N T
T が持っておりますデータ、ドコモ、その他の株
式とそれから N T T 自身が持っております不動産
その他の資産、現金、すべて合わせたものが N T
T の株式の価値の内容となっておるわけですね
まして、その一部はかつては N T T 本体の中にあ
るドコモであり、N T T の本体の資産が株式とい
う資産にかわりまして、さらにその一部が現金に
かわったわけですね。それらが合わさ
って N T T の株そのものの価値になってきておる。
その価値の中身が、株を売却することによりま
して株から現金にかわり、あるいはそれによりま
不動産を購入いたしますれば不動産にかわるとい
う形でございますので、N T T の株主、たゞいま
政府三分の二、一般国民三分の一でございますが、
この株主の持っております価値そのものは基本的
には変わらないというふうに考えております。

○遠藤(和)委員 大分すっきりしました。よくわ
かりました。
将来、長距離公社ばかりじゃなくて地域二社も、
例えば特殊法人じゃなくて民間会社になると、こ
の株も恐らく市場に出るようになりますよね。こ
れも認可を必要とするかどうかはわかりません
が、そうすると、そのころには子会社の株がずつ
と出て、N T T の古い株と言ったらおかしいです
が、それはもうある意味では実体がなくなつてし
まうのじゃないでしょうかね。持ち株会社が発行

している、あるいは政府が持っているのですけれ
ども、実体を持つているのは子会社ですよね。そ
うじゃないのですか。

○木塚参考人 きょう当社の株式は百五万円ぐら
いしているようにございますけれども、遠藤先生
おっしゃる通りに、有力な子会社が今の N T T 本
体の株式に含まれている。それが、だんだん抜け
殻のように、上場してキャッシュをもらって、そ
れで売り出していくということになれば、現金は
正当な対価として残りますが、しかし事業主体と
してはやせ細っていく。ですから、百五万の株価
がしておりますけれども、それがまた下がるのと
か
そういう懸念は当然あるわけですね。

持ち株会社の場合、通常、やはりキャピタルゲ
インを求めていろいろな新規投資を重ねてまいり
ますので、売ると、売った金でまた新たな投資を
してまた会社をつくったりして転がしていくとい
うような手法もとられているようなので、持ち株
会社の経営の方針いかんではございますが、でき
るだけ御損をかせないようにつきり経営をしてま
いるという考えであります。

○遠藤(和)委員 ちよつと株の話でつい時間をと
り過ぎてしまつて申しわけございません。
K D D にお伺いしたいのですけれども、今度の
改正で二年六カ月後に N T T の長距離公社が純粋
な民間会社になります。そして、長距離通信と国
際通信に進出する。K D D さんも今回法律で同
じ分野、いわゆる長距離通信、それから従来の国
際通信、両方同じ分野で、同じグラウンドで競争
するわけですが、片や N T T の長距離公社は純粋
な民間会社です。株を持ち株会社に持たれてい
るところはありますけれども、形の上では純粋民
間会社ですね。ところが、K D D はいわゆる特殊
法人ですね。これで本当に競争ができるのか。

私は、少なくともこの法律が施行される二年六
カ月後までは K D D も純粋な民間会社になつてい
かなければいけないのじゃないか、こうじゃなけ
れば本当の公正な競争にならないのじゃないか、
こう思います。社長さんの気持ちはどうですか。

○西本参考人 お答え申し上げます。
N T T さんが、この法案が通りました国際通信
業務を提供する場合に、独占でございます地域
通信部門から長距離公社というの完全に分離、
独立された形で行われる必要があるというふう
に思っております。そして、N T T 長距離公社が、い
わば人、物、金、情報、こういふいづれにつきま
しても、地域公社から完全に分離されるような公正
な競争条件が整備されることが必要だと思いま
す。

そのような公正競争のための条件が整備されて
いけば、私どもは、これまで長年にわたって培つ
てまいりました外国キャリアとの緊密な関係だ
と、国際通信分野における技術面あるいはサービ
ス開発面、営業面、そういった分野での豊富な経
験とノウハウがございますので、これらを活用す
ることによって、N T T 長距離公社を含むほかの
事業者との公正な競争を通じて、ユーザー、国民
の利便向上と国際競争力の強化を図ってまいり
たいと存じております。

先生御質問のございましたように、私どもも、
二年六カ月後に N T T の再編が完了しまして、長
距離公社が完全民営化されるという事態になりま
す。それでは、遅くともそれまでには、この激しい
競争の環境変化の中でやってまいらなければならない N T
T 長距離公社と同様の経営基盤に立つた事業活動
が可能になることが不可欠であるというふうに考
えております。

○遠藤(和)委員 二年六カ月前の話ですけれども、
今直ちに K D D 法を二年後に廃止するという法案
をつくつてもいいと私は思っているのです。そ
れは、二年間待つてつくつても同じことかも知
りませんが、N T T の方向性がさういふ
うに決まるのであれば、K D D にも、この法案を
二年六カ月後に廃止する、そういうことをき
ちつと法律の中に書いた方がいいのじゃないか
な、こういうふうに私は思っております。
それから、時間がなくなつてしまつてあれです

が、今度の改革というのは、私の感想でございま
すけれども、三段跳びで例えれば、十四年前に
ホップがあつた、要するに電電公社を民営化した
わけですね。それから今度はステップだ、
次はジャンプだ。究極の姿というものをやはり目
指した今回の改革であるということですね。意
味がない、中途半端で何かわからない改革とい
うことになってしまふから。究極の姿を私はこ
の際大臣に明確に言ってもらいたい。だけれど
も、私は、究極の姿というのは、N T T 法もない、
K D D 法もない、電気通信事業法という一般法だ
けがある、こういう社会で自由に競争する、こ
ういう社会をつくるべきだと思ひます。要するに、
N T T も K D D も完全民営化です。こういう方向
を目標すべきだ、これが究極の姿だ、こういうこ
とを大臣はつきりとおっしゃってください。

○堀之内国務大臣 N T T が、法律の規定がなく
ても、不採算の離島や山間僻地を含めまして、全
国あまねく電話サービスを提供するに確保するとい
う覚悟はあると考えておりますが、しかし制度的
に担保することが、国民も安心して、電話の通信
サービスに期待しておるもの、私はかように考
えておりますので、今後とも国民の利便を確保す
るという立場から、現在 N T T 法を廃止するとい
う考え方はとっておりません。

将来、この独占部門というものが廃止されて、
地域通信が競争が十分確保されるという状況に
なつた段階で検討すべきだと考えております。
○遠藤(和)委員 ですから、今度の改革というの
はどつちの方向を目指した改革であるのかとい
ことをはっきりした方がいいと思ひます。この
改革で終わりのものでは決してありません。そ
の方向としては、やはり規制緩和を徹底してやり
ましよう、また N T T、K D D についても純粋民
営化の方向を目指し、K D D についても純粋民
営化の方向を目指し、しかし条件が整わ
なければ難しいです。しかし究極の姿はさうい
う方向を目指して改革をしていきましよう、自由
な競争の社会にしまし、こういふことだと思
うのです。

責務規定が守れるかどうかという、これはまたNTTの会社に本当は聞きたかったのだけれども、ちょっと時間がないものですから御容赦願いたいのですけれども、少なくとも究極の姿がそういう方向にある、しかし今は環境が整わない、こういうことで理解してよろしいのですか。

○谷(公)政府委員 NTT、KDDのいずれに付きましても、最終的には完全民営化を目指しているわけでごさいます。

ただ、それが実現するための条件といたしましては、NTTにつきましても、地域通信市場における競争の実現、それからKDDにつきましても、国際通信市場において十分な対地に対するネットワークを持った事業者が複数出てまいりまして、競争が実現できるということが必要となるわけでごさいます。

そういったことの実現と申しますのは、市場のさまざまな条件、実態を前提といたしまして、KDD、NTTの努力と、それから、それを取り巻くいろいろなその他の事業者も含めた環境の中で実現してくるわけでごさいます。その時期がいつになるかということについては今予測することはできないわけでごさいます。したがって、目指す方向はそうではございまして、それをいつ実現するかということは今決めることはできないということでごさいます。

○遠藤(和)委員 そういう方向を目指しての今回の改革であるという位置づけでよろしいのですか。そういう理解でいいですか。

○谷(公)政府委員 そうでございまして。

○遠藤(和)委員 わかりました。

今、責務規定のところがありましたね。ですから、恐らく大臣も心配されて、谷さんも心配されたのは、責務規定がなくても、NTTが純粋民間会社として、きちっとそういうユニバーサルサービスを自主的にみずからの経営方針でやれるかどうか、こういうことだと思ふのです。これはどうですか。そういう方向ははっきりしたわけですから、そういう方向に従って会社として努力しま

すか。

○宮澤参考人 方向としては、その方向で努力したいと思ひます。

ただ、残念ながら、現状ではやはりいろいろございいます。それで、努力もこれから相当しなければいけないものもございまして、そういう責務規定というものがやはり必要で、責務規定があるということ、我々自身がそれを裏づけにしてサービスをおこなうていくというふうなことが今はやはり必要な段階ではないか、そういうふうには思っております。

しかし、行く行くは技術の進歩もありまして、それからサービスの普及もある。事情はずっと変わってくる。変わってくるが、方向としては、将来は、私は今先生がおっしゃったような方向を目指しているものと思っております。

○遠藤(和)委員 やはりそういった方向をぜひ目指してほしい。それができるだけ早く実現してほしい。そうなってくれば、NTTの経営形態という問題は、純粋民間会社の経営をどうするかという話ですから、株主総会で決めればいいのです。政治が介入する課題ではないのです。それが今の日本の自由社会の姿であると思うのです。

その中で、大きいものはやはりそれにふさわしい役割を果たさなければいけない、みずから課した義務があるわけですよ。それが責務規定だと思ふのです。法律で書かなくても、みずからの会社の務めとしてそれをおこなう。うまいところだけ、利益のあるところだけやるのが大きい会社、利益ではないのです。会社のモラルの問題だと思ひます。そういうふうにしていくのが将来のあるべき姿だ、こういうふうに私は思ひます。

そんな感想を述べまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 私は昨日、この分割再編によるサービスや料金あるいは東西間の格差、こういう問題とか、あるいは基本方針について、これは本当に時間がなかったので十分ではありませんので、

また後ほど機会がありましたら質問をさせていただきます。もう一つの問題として、国際進出の問題をお伺いしたのですが、これまた時間の関係で中途半端になっております。

そこで、きょうは、昨日に続きまして、この国際進出という問題でまずお伺いしたいと思います。

最初に、NTTの方に聞くわけですが、以前の分割案の中で、やはり以前のような形の分割では国際競争力が低下するということを反対する大きな一つの理由として挙げておられたと思うので

す。

電気通信審議会での当時の児島社長の意見陳述を見てみますと、「情報通信市場における国際競争は、AT&T、BT、IBM等の巨大企業が相手であり、NTTが伍していくには技術力の幅と深さ、サービス力、資金力等の総合経営リソースを最大限活かす必要がある。」というところをその電通審の審議の中で述べられていたと思ひます。

つまり、相手が巨大企業だ、これと競争するのだから、こちらもNTTの総力を挙げてやっていかなければならぬ、こういう意味だと思ひます。

そこで、提案されているNTTの分割後に国際通信市場に進出するのは、もちろん長距離NTTです。この長距離NTTはどの程度の企業規模をお考えになつていらっしゃるかと。

それからもう一つは、NTTの今年度の事業計画を見ますと、長距離事業本部の収入、つまり売り上げは七千五百億円程度である、こうなつていふと思ひます。これはKDDの売り上げの三倍以上に当たると思ひます。しかし、AT&TやBT、これが四兆ないし五兆円、こう言われております。

BTのパートナーのMCI、これを調べてみますと二兆円という規模でした。一九九五年に発表されたAT&Tの九四年度年次報告というのがあります。約七百五十一億ドルの売り上げ、こういうふうになつていふと思ひます。

そして、こんなことがその報告書の中に書かれております。「一、五兆ドルある世界市場の五％しか占めていないAT&Tは、まだ成長する余地が

ある小さな魚にすぎない」という表現をしております。そしてそこには、アメリカの地図の上に金魚鉢があつて、その金魚鉢から金魚が飛び出して、これは飛び出して金魚がAT&Tですが、そしてヨーロッパだとかあるのはアジア方面、こういう方面へ向かつていく地図、イラストですね、こういうものが添えてあるのです。この七百五十億ドルの売り上げでも小さな魚というAT&Tという巨大企業、こういうところと競争するためにはこちらも巨大でなければならぬというのが児島社長の述べた中身だろうと思ひます。

そこで、この問題が、持ち株会社方式になればどのように解決されていくのか、こういうことでお聞きしたいわけですが。

つまり、直接国際通信市場に参入する長距離NTT、これを巨大なNTTグループがどのように支援していくのか。どのような手法で、持ち株会社となる新NTTが傘下の長距離NTTに対して、NTTグループ全体の力をどうやって結集していくのか。その中身についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○宮澤参考人 御説明させていただきたいと思ひます。

今回の持ち株会社方式による再編成、これ自体は、私どもとしましては、国際競争力をつけるという意味での私どもの願いと一致しているというふうに思つていらっしゃるわけでごさいます。

すなわち、先ほどもお話にあつたかと思ひますけれども、国際競争をしていく上で必要な研究開発力とか、それから安定した資金調達力、それから私どもを信頼していただく皆さんのお客様、こういうものがグループ全体の資源として有効に活用できるというふうに考えているわけでごさいます。

海外のメガキャリアとの競争という意味では、今申し上げました持ち株会社のグループ戦略のもとで、長距離、地域、その他グループ会社がそれぞれの独自の力を発揮しながら国際事業を推進し、低価格、高品質なサービスを提供する、こういう

方針で臨み得るというふうに考えているわけでございます。

よろしく御理解を賜りたいと思います。

○矢島委員 もう一つの点について、この長距離NTTの規模を大体どのぐらいに考えておられるのですか。

○木塚参考人 まだ再編成の実施計画を決めておりませんので、今の時点では正確な答えは当然できません。

今の時点で、長距離会社が今後できた場合、どういう事業をやるかということで、一応長距離事業それから国際事業、この二つが軸になるだろうということ、今我々がそれに携わっている社員数であるとかリソース関係を整理してみますと、総資産で一兆二千億円。それから、従業員数で約一万人という会社が想定されます。再編成を仮に一九九九年といたしますと、今の事業計画からは少し収入が多くなりますが、約一兆円の収入。再編成コストを含んで、経常利益は二百億円で、これを上げるような会社になるかなど。しかしながら、これはまだ本場にざっくりした話でございますので、御了承ください。

○矢島委員 どのようにしてNTTグループの総力を上げていくかという具体的なことでもう少し中身をお聞かせいただきたかったです。研究開発体制というのは、一つ重要なファクターだろうと思います。これは、確かに持ち株会社が直轄するわけですから、その費用というのは、グループ各社の利益に基づいて配当が充てられる、総力のな力だと思えます。

しかし、先ほどのお話でも、それぞれのNTTのグループ、これは昨日官津社長も、NTTグループの総力を上げる、こういうやり方でいくんだ。その中身がどうも、研究開発だけははっきりしているわけですが、そのほか、総合経営リソースを最大限活用していくことを児島前社長は意見陳述の中で言われているわけですが、これも、この経営リソース、いわゆる経営資源といいますが、こういうものがNTTの中では、先ほど

もちよつと出ましたが、人、物、金というような表現を使われているかと思えます。要するに、このNTTグループ全体の資金力あるいは技術力あるいはマンパワー、これなどを、総合的な力を最大限に生かすということだろうと思えます。

これは、研究開発の部分はわかるのですが、そのほか、人、物、金、どんなふうな総合的な力を海外、国際通信の分野に結集していくのか。その辺はどんな構想なのか。お聞かせいただければと思います。

○宮脇参考人 先ほど木塚も、規模等につきましてまだ未定の部分が多いというふうに申し上げたとおりでございます。私も、総力を上げてやるということ、社内では鋭意検討を進めております。

その場合には、先ほど申し上げたとおり、研究開発だけじゃなくて、国際へ出るといふことでも、今現在その職務についている者だけを頼りにするということじゃなくて、社内全体からリソースを糾合し、あるいは特に、国際という意識では、社内よりも言った方がいらいら社外からもそういう力を求めて、進出を試みたいというふうな思っております。

それ以上につきましては、ちよつとこちらでは今のところ御遠慮させていただきたいというふうに思っています。

○矢島委員 直接国際通信市場に乗り出すのは、もちろんこの分割された長距離NTTということになるわけでありまして。先ほど、幾つかのメガキャリアについて申し上げたんですが、例えばAT&Tなどの巨大企業に伍した競争をしていくということになります。NTTグループ全体の総合的ないわゆる経営リソース、人、物、金が必要ということになる。これがどこから生まれてくるのかという点を私考えてみたいんです。

言うまでもなく、国内のいわゆる電気通信事業、そこから生まれてくるだろうと思っております。というのは、NTTの総売り上げの八割から九割は、今でも電話による収入だと思っております。

ですから、大臣に考え方をちよつとお聞きしたいんですが、国内での電気通信事業でつくり上げていく総売り上げの中の八割から九割、そういう部分は占めている、そういう大きな経営リソース、人、物、金、これがあつてこそアメリカなどの巨大企業を相手にした国際競争に乗り込むことができる。これが持ち株会社によって担保されるというものが、今のNTT再編であろうと思っております。大臣、このことについてはどうお考えか、そのことをお認めになるのかどうか。

○堀之内内閣府大臣 このたびの再編成で持ち株会社方式を採用いたしましたのは、ただいま矢島先生御指摘のとおりでありまして、私は、このNTTの大きな資本力、技術力というものを大きく分散することなく一本にまとめて、大きな力で活用するという形になる、こういうふうに理解をいたしておりますので、今後、長距離通信はそれなりの資金面の努力はするべきでしょうが、もしその面で、資金の面が足りない分については、NTT持ち株会社の方で十分な御支援をいただける体制、これが今回の一体化した再編成だ、こういうふうに考えておるところであります。

○矢島委員 今度の法案の中でも、内部相互補助というのはいきなり言っておられるわけですが、一方、きのうも私質問の中で申し上げたんですが、橋本首相みずからの指示のNTTの国際進出、これは、NTTグループ全体の力が発揮できるように持ち株会社にしていくということ、今日来ていると思っております。

このことは、研究開発能力、これは大きいけれども、これはすべてではなくて、総合経営リソースというものを最大限発揮していく必要があるということからも端的に示されていると思うんです。国内の電気通信事業でつくり出され、これからその中でつくられていく、そういうNTTグループの全体の経営資源というものが、国際競争力の源泉になっていくんだ、こう思うわけです。これは、一九九五年の児島前社長の年頭のあいさつだと思っておりますが、こんなことを言っている

らっしゃる。「電話からマルチメディアへ」という話の中で、「誤解のないようにいっておきますが、電話の世界は決してすたれることはありません。しかもマルチメディアの世界より利益のあげ方が易しい世界です。」「NTTの種は電話である」という情勢は当分変わることはないでしょう。」「こう言っておられるわけですね。マルチメディアに向かつて大いに突き進むけれども、NTTの種は電話である、これは変わらないんだということをおっしゃっているわけですね。

つまり、私が言いたいのは、電話事業という公益事業でつくり出されたNTTの経営資源というものを、使って国際競争に乗り出していく、これは否定しようがないことだと思っております。

そこで、NTTにお伺いするわけですが、国際通信市場というのは、これまでいろいろな出てきましたけれども、アメリカやイギリスやフランスやドイツのメガキャリア、あるいは国を代表するといふ意味でのフラッグキャリアという言葉もありまして、そういうところによる大競争という状況を呈している。それだけが国境を飛び越えていろいろとグローバル化していく。これは非常に急速に進んでいる。その中で互いに業務提携をしたり、あるいは資本提携、さらには合併というふうなものも起きているわけですね。

NTTは、ことしの一月八日、NTTの「今後の国際事業への取り組みについて」という文書を発表されました。そこでは、中身を見ても、まず、多国籍企業向けの情報通信システム構築事業、これを先行させていくということになっております。グローバル・マネジメント・フレームワークとかマネジメント専用線とか、あるいはIPサービスなどが例示されております。海外においてこれらのサービスを開始するということですが、これは、AT&Tのワールド・パートナーズとかコシサートとか、あるいはグローバル・ワンとか、こういうところと競合するサービスなんですか。こうしたグループと同じサービスを提供しながら競つていくということになるのかどうか、その

迎の大体の構想をお話いただければと思います。

○富島参考人 ことし初めだと思いますが、私どもの方から、国際事業への取り組みについておっしゃられたような構想を発表いたしました。その中で展開しようとしているサービス、それが今おっしゃられたいわゆるメガキャリアの連合といましようか、そういうものと競争するのかわいことなんでしょうが、実は、私もそういうメガキャリアとの対応の仕方については、一つの理由は、まだ法案も通っていない時点で、それからもう一つは、法案が通って以降につきましても、私どもの戦略としてどういう具体的な戦略を持っておくかにつきましては、明らかにしておりません。

という意味は、私どもの現在申し上げられることは、私も展開しようとしているサービス、それによりまして、必要があれば提携あるいは連携、場合によっては出資というようなこともあるかもしれないというふうに言わせていただいておりますが、今のところは、少なくとも同じ領域で競争をするだけとは言い切れない。いわゆるそういう場合もあるかもしれませんが、全然違った領域での競争ということが起きるかもしれませんし、残念ながら、今のところそのとおりだと考える状態にはございません。

○矢島委員 いずれにしろ、このNTTの「今後の国際事業への取り組みについて」の中で示されているように、まず最初に手がけていくのは多国籍企業向けのいろいろな形態がずっと書かれているわけですが、そういう方向だ。要するにまず手がけていくというのには、多国籍企業向けの情報通信システムの構築事業ということについては、これは間違いないと思うんですね。そういう方向で進められるということについては、

うこと、これはMCIの副社長を初めとしてグローバル・ワンの社長とかあるいは日本AT&Tコミュニケーション・サービスの社長などが座談会を行っているわけですね。その座談会の中で、やはりこの三グループとも多国籍企業を基本的に顧客とするということを言っているわけですね。さらにまたこのことは、これは「日経コミュニケーション」という雑誌の九六年九月十六日号に出ていることですけれども、「提携第二幕迎える国際通信ユーザ層の拡大への競争激化」という表題になっておりますけれども、特筆的に記事を書いたわけですね。その中の一部の記事ですけれども、国際キャリアが提携することによって提供されるサービスの対象が、全世界でも数千社程度の多国籍企業に絞られているという記事です。これらのグループが提携するサービスというのは、大

多数のユーザには縁のない存在」という表題をつけて、中身としては、大多数の国際通信ユーザは二国間での接続をベースにした通常のサービスで十分である。ネットワーク構成が多少複雑になっても、各国通信事業者がユーザに合わせた特別メニューを用意しているから不自由しない、とも言っているわけなんです。

私は、多国籍企業向けのサービスが悪いとかやる必要がないとかいうことを言っているわけじゃないんです。問題は、国内の電話事業でつくられたNTTグループ全体によるところの経営資源、人、物、金ですが、これを源泉とする体制で臨もう、こういうわけですが、国内で電話でもうけてこれを国際競争につぎ込む、しかも第一段階として多国籍企業向けの情報通信システムを構築していくというところに大きな問題があると考えているわけですね。

ワールド・パートナーズなどの先行三つのグループ、この動きから日本は出遅れた、大変だと盛んに言われております。しかし、このワールド・パートナーズでもまだまだ赤字なんです。NTTが乗り出しても当分の間、これはいろいろ設備投資とかかなりの額がかかると思いますか

ら、当分の間は赤字じゃないかと思うんです。読売新聞によりますと、これは大体当初かかるのは二兆円と書いてあったと思えますけれども、大きな設備投資その他の費用が海外進出のために使われるだろうと思うんです。

大体どれくらいか、これは膨らんでいくのかというあたりの見通しなんです。国際進出というのは長距離NTTだけではなくて、外国キャリア事業、この方はアジアを中心として海外での通信インフラの構築に乗り出す事業、これは東西の地域通信会社が引き継ぐということになるだろうと思うんです。これまでのこういう部分への投資額というのは、聞くところによりますと四百三十七億円である、こう聞いております。今後そういう部分も膨らんでいくだろうと思うんです。

そこでNTTにお聞きしたいのは、グループ全体として国際進出にかけける経費、どれくらいになるのか。これも、まだこれからのことだからわからないという部分もあるかもしれませんが、一応予想されるものがあれば、あるいはどの程度が適切であるとお考えになっているか、もしありましたら。

○富島参考人 先生の方が先にお答えをおっしゃったのではないかと思います。国際通信事業の展開に当たりましては、おっしゃられるとおり、長期的な観点から進出せざるを得ないわけですが、これも、さまざまな投資あるいは経費等が必要になると考えております。新聞等に紹介されたというところも実は聞いておりますが、これは私どもの計算した数字ではございませんので、とても今、現状ではそのような額は考えておりません。

いずれにしても、今後の事業の展開に当たりますと、ただ投資を優先するということがなくて、少なくとも国内のお客様へのサービスの低下等を招かないように配慮しながら進出していきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○矢島委員 今の時点では全体の額その他につい

ての構想もなかなかはっきりお答えいただかなかったわけですが、NTTが国際通信事業に進出していく。私は、国内の電気通信事業をこの源泉とする以上は、国民・利用者にいろいろと公開されていかなければいけない問題であらう、ただ海外進出のために投入していくのかということについては、公開と合意ということが必要だと思っております。

やはり、競争体制があれば何でも事業者の経営判断に任せていいのかという問題。ここでちょっと郵政省にお聞きしたいのですけれども、やはり競争の激しい分野に資金を初め経営の資源というのは投入される、これは大体当然の摂理だろうと思っております。NTTは、国民生活に一番近い部分の地域通信という点では事実上の独占状態ですから、やはり最も競争の激しい分野ということになると、あるいは本当の意味での競争がある部分といましようか、そういう分野というのは国際通信、しかも私が先ほど申し上げたように、まず多国籍企業からということですが、全世界で数千社程度、こう言われております。こういう多国籍企業を相手にした世界の巨大企業と競い合

う、そういう分野だと思っております。数千社ですが、けれども市場は非常に大きいわけですね。ここは相手は数千社であるから競争も激しくなる。ここは他社よりもより安く、よりよいサービスということになると、赤字覚悟でもやっていくということになるんじゃないか、それが一つの企業戦略になっていく可能性というのは大きいと思うので

郵政省に聞きたいのは、そういう問題を事業者の経営判断ということでお任せになるのかどうか。どれだけ海外の方へ投資していくかという問題などについてどのように考えていらっしゃる

か。

○谷(公)政府委員 NTTの国際進出の問題につきましましては、将来における我が国及び我が国民の利益という観点がございますので、そういった国策的な観点の議論はあろうかと思っておりますが、それ

はおきまして、電気通信法制上の問題といたしまして私どもとしてお答えをいたしますと、電気通信のように公共性の高いサービスの料金につきましては、その費用に対して適切に定めるといって、料金を定める原則がございます。したがって、国際進出のような新しい分野への進出に必要な経費につきましては、これは先生、恐らく現行NTTのもとにおいて子会社方式で行う国際進出、その際の投資のをおつしやっておられるのではないかと考えてございまして、NTTが内部留保した資金あるいは外部から新たに調達した資金、こういったものを充てることにはならないかというふうに考えております。

分離後の長距離公社が行うことについては、また別途の問題だと思っております。

○矢島委員 大臣、今ちょっとやりとりお聞きいただいたと思うのですが、もちろん、電話料金というのは公共料金であることはこれはもうそのとおりであります。NTTの総収入ということから考えてみれば、その圧倒的部分はやはりこの電話料金ということでは、これはまた事実であります。大多數のユーザーには縁遠いサービスを、いわゆる多国籍企業のサービスを行うということについては、結局そこで競い合うわけです、こういうことが国民に安くて良質なサービスを提供することになるのかどうか。大臣どんなお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○堀之内内務大臣 先ほどから委員の御意見を拝聴いたしておりましたが、私は、これからの国際進出というのは、やはり国内の企業である程度内部留保を持ったり資本力を蓄積した者でないと国際進出もできないし、あるいはまた国際協力もできないわけでありまして、したがって、今後、国際進出を我々は大きく期待しておるわけでありまして、私どもは、NTTのこれまでの内部留保やそして高い技術力、そういうものを十分活用しまして、さらに、新しい長距離通信会社等が資金の調達をされて諸外国に進出をしていただく、こ

れが今後の日本の電気通信、情報産業の発展の上に大きな貢献をすると思っております。

国内のそうした料金の蓄積という内部留保の資金を使うことが国内の一般的な電話あるいはその他のサービスが低下するというにはならないわけでありまして、外国の情報通信に参画しながら採算性を考えておるわけですから、また将来、投資金額は回収しながら、さらにそれによる恩恵というか利益というか、こういうものがまた持ち株会社という全体のものに還元される、こういうようになることを期待をいたしておるわけであり

ます。

○矢島委員 私は、海外進出していろいろな、資本が投入されなやならない、あるいは総力を挙げなやならない、そのことが国内サービスを低下させることになるというところの問題を提起しているわけじゃないんです。時間がなくなりまして、結論だけ言いますけれども、やはりNTTが国際進出することでみずから国際競争力を保つ、上げようとしているのが、先ほど来言いますように多国籍企業間の通信サービス、ここから行くわけですね。そういうところは恩恵を受けるわけですね、そういう企業は、つまり、いわゆる多国籍企業として海外展開をしていくこれらの企業というのは、日本でも産業空洞化の問題でいろいろと論議されております、やはり資源があり、土地があり、あるいは労働力が安い、あるいは公害の規制もないというので進出していく。そういう企業が、それぞれの世界にある生産拠点を結んで効率的な事業を進めようということになりますと、やはり高度な通信ネットワーク、これがワンストップでやられるということが当然必要になってきたという状況の中での国家戦略ということになると思うのです。

だから、私が申し上げたのは、国民の生活、経済活動に欠かせないこの電気通信事業に源泉を求めるといふところに問題があり、そういう利益を受ける多国籍企業、こういうところが応分の負担をすべきではないかと。多国籍企業がどんどん栄え

ていけば国民生活も自動的に栄える、こういうようなことは幻想にすぎないわけで、私はこのことを指摘しておきたいのです。

実はきょう、KDDの方にも質問の申身を通告しておきました。これはユニバーサルサービスの問題等でお聞きしようと思つたのですが、質問時間が終わりました。これで終わります。またの機会でもよろしくお願いいたします。

○木村委員長 吉田公一君。

○吉田(公)委員 まず、NTTにつきまして質問をいたしたいと思っております。

まず郵政省にお伺いしたいのでございますが、ただ大きいから分割をすればいいというだけではなくて、今後分割をすることによって最終的には国民にメリットがなければならぬわけですね。そういう意味では、分割の結果、国際競争にも打ちかつことができる、そしてまた体力の強化にもなる、そして国内の競争力に弾みがつく、ひいては電気通信事業の活性化につながる、こういうきちんとした目的がないと、ただ分割すればいいのだという話には私は賛成しかねるのだけれども、郵政省いかがですか。

○谷(公)政府委員 御指摘のとおりでございます。今回のNTTの再編成によりまして、一つには、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門とがそれぞれ別の会社となりますので、これによりまして、内部相互補助の防止でございまして、これは電気通信事業法改正の方でお願いしておりますけれども、相互接続ルールの公平な適用が可能となりまして公正競争が促進されるということがございます。

また、二つ目といたしまして、地域通信部門を東西二つの会社に分けることによりまして、相互にこれらの業績を比較することが可能となりますことから、NTTの経営の効率化につながるとも、三つ目には、NTTの国際通信への進出を可能とすることによりまして、グローバル化する国際通信市場における国際競争力の向上が期待されるということを考えております。

こういったことの結果、NTT自身の活性化はもちろんのことでございまして、他の事業者も含めました電気通信産業全体の活性化が図られることにもなっており、これによって料金の低廉化やサービスの多様化が進展し、最終的には国民・利用者のニーズに応じたサービスが提供される、豊かな社会の実現に貢献することができるとは、ないかというふうに考えている次第でござい

ます。

○吉田(公)委員 局長の答弁としては全部うまくいくという話ですが、それはしかしやってみなければわからないことであって、私はその点については大変疑問に思っている。

それはなぜかというところ、最初、郵政省はNTTの分割・民営化には大反対していた。ところが、民営化になったら今度は分割を促進するやうな立場になった。その変化の原因は何なのか。それから、NTTは、もちろん当初は反対しておりましたが、急速何か話がまとまって促進したいなことがになったけれども、まず郵政省からお尋ねしたい、最初反対をしていたにもかかわらず賛成に回った。NTTは反対したけれども、何だか知らないけれども納得してしまつた。御両者の御答弁をいただきたい。

○谷(公)政府委員 このNTTの再編成問題につきましては、十二年前に現在のNTTが公社から民営化をいたしまして発足いたしましたとき以来の宿題でございまして、郵政省としてはこの分割・再編成に反対していたというところはござい

ませんで、むしろ公正競争確保のためにこれを推進しなければならぬと考えてまいりました。

多分、先生御指摘のことは、十四年前の臨調答申以前の公社時代のことについてのお話ではないかと思っております。私も当時のことを詳細に存じませんが、以前におきましては一時そういう考え方を持っておつたこともあつたようにも聞いておりますので、正確なお答えをすることはできませんけれども、あるいはそういうことではないかというふうに思います。

○井上参考人 確かにNTTは分離分割反対というところでこの十数年間やってきました。その根拠としては、例の分離分割というのは資本関係のない、全く分けてしまおうという話でございまして、片一方でグローバル競争、マルチメディア市場の立ち上がり、こういういろいろな問題が出てくる中で、経営形態の問題をどうするか、我々としてもずっと悩んできましたが、郵政省との間の話で、いろいろ議論の間で出てきたのが資本関係のある持ち株制度ということでございます。これであれば、従来資本関係のない分離分割で問題になっていた株主の権利保護の問題、お客さんのサービスの問題、研究開発の問題、国際競争力の問題、いろいろあったわけですが、こういう問題が解決されるということで、新たに国際的な分野へも進出できる、マルチメディアにもいろいろな形でグループで対応できるというようになりなりましたので、我々としては、新しい発展を目指してこれだということを受けて入れたわけでございます。

○吉田(公)委員 何だかよくわからないけれども、四分割することによって間違いないきちっとNTT側としてはやっていく確信があるのでしょうか。私たちが外で見ていて、何か途中で適当なところで妥協してしまったのではないかと、そんな気がしてならないのです。

その前に、郵政省側に伺いますが、規制を撤廃をするなり緩和するなりということをきちっとやってから、それから分割をするというのがやはり順序ではないでしょうか。

例えば、アメリカなんかでは規制撤廃をした。そのことによって通信事業の再編成が行われている。むしろその七つに分割したやつをもう一回再編成し直している。国際競争力をつけるために再編しているというのに、こっちは何だか知らないけれども四つに分割すればいいんだみたいな話になっている。その点は大丈夫なのですか。

○谷(公)政府委員 電気通信事業を活性化いたしていくためには規制緩和は大変重要なことでござ

いまして、その規制緩和につきましては、私どももNTT民営化以来いろいろな分野で努めてきたつもりでございます。

最近におきましても、料金につきましては、例えば競争が成就いたしました分野では届け出化を促進いたしますとか、それから、今回御審議をお願いしております電気通信事業法の中でも、参入の要件として書かれておりましたいわゆる過剰設備防止条項等を削除いたしますとか、あるいはNTTの再編成の中におきましても、地域会社につきましまして役員等の認可を外しますとか、そういったことは進めてきております。

また同時に、電気通信産業を活性化いたしますためには公正競争条件の整備を図る必要もあるわけでございます。そういう意味では部分的に規制を残す必要があるところもあるわけでございます。今回の措置につきましても、その両者をよく勘案いたしまして、現在のような仕組みでお願いをしているつもりでございます。

○吉田(公)委員 今NTTの株主というのは百六十万人ぐらいいるのですか。そうすると、当然民間企業ですから株主を守るといことも大事なことで、その辺はちゃんとした見通しがあるのですか。

○井上参考人 現在の株主、百六十万の株主の皆さんがいらつしやるわけでございますが、今までのNTTの株が今回の再編成された持ち株会社の株に存続されるという形になります。そしてこの株が市場に上場される。しかも、先ほど御説明しましたように、今回の資本関係を前提とした持ち株方式によつて、いろいろな税金上の特例をしていただけたらどうか、研究開発体制を持ち株会社で基盤的なものをやれるとか、さらにグローバル競争のための海外進出、こういうようなことで経営体制としても一定の発展が期待できるということで、株主の保護、こういうものについては担保できていけるというふうに我々は考えております。

○吉田(公)委員 それでは、要するに大丈夫だということですね。

今のNTTは約七兆円の事業収入があるビッグ企業ですが、東西と長距離に比べると三兆円か二・五兆円ぐらゐの規模の独立会社になってしまふのです。当然、七兆円から二・五兆円や三兆円の独立した企業になると、体力もそしてまた競争力も、特にアメリカに対する競争力も、対抗できないのじゃないか、そういう心配が一つはあるわけですね。

いずれにしても、弱体化することによって国際競争に勝てないというのでは意味がないので、そういうちゃんとした見通しがあって東西と長距離に分けていけるのか、私どもにはどうもそうは思えないのですね。確信的な見通しのもとに分割をしないのかどうか。ただでかいから分割しなきゃおもしろくないみたいな、しかも効率が悪いとか何とか言っているけれども、何かNTTで今大きく過ぎてしまつて効率の悪いことがあるのですかね。それから、三兆円か二・五兆円の事業収入の企業に一つ一つがなつてしまつて、対外的に競争力に勝つという自信はありますか。

○宮澤参考人 競争に自信あります。それで、二つか三つに分けるようなことに、分社するようなふうに見えらるのですけれども、競争相手というのは、アメリカのAT&TにしろBTにしろ、今度国際へ出てくると言っているいろいろな格好がありますが、競争相手はみんな同じような格好が上にある。すなわち、持ち株会社みたいなものがある。それがグループをつくっておるというふうなことでございまして、今度のやり方は大体競争相手と似たような格好にこちらとしたというところなので、これで負けるようではちょっとどうしようもないということでありませう。

○吉田(公)委員 焼き鳥屋で一杯やりながら景気のいい話をしていけるのと違ふからね、ぜひひとつ頼みますよ。

もう一つは、これはちょっと試算をした人がいるらしくて、NTTの試算では、東西に分けると

西日本は六百億円の赤字になるのではないかと、そして西日本は分割をしたときに東に比べて職員が約一万人ぐらゐ多くなる、そういうことが言われていますが、そういうハンディをしょつても今みたいな景気のいい話がちゃんと実現できる自信があるのでしょうか。

○木塚参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、一九九九年再編をいたしました場合、西の会社が分割ロスを入れて一十億の赤字になるわけでありませう。それから、二〇〇〇年では八百億円の赤字というふうに想定しています。これは今から二年半ぐらゐの先の収支を推計したわけでありませうが、全力を挙げて効率化等あるいはマルチメディア技術を生かした増収努力を重ねて、何とか収支をよくしていきたい、改善していきたいというふうに思っております。

○吉田(公)委員 いずれにしても、先ほどから御答弁がありまふように、ぜひきちつとした見通しを持って、そして、十年たつたら全然違つた、国鉄清算事業団みたいなにならないように、赤字が減るところじゃない、逆にふえてしまつて、そういう可能性がとかありがちですから、ぜひひとつ気をつけていただきたい、そう思っております。

私は、先ほど来から申し上げておるうちに、何となく論議が後で、何となくまとまつてしまつたような気がする。最初のNTTの反対しているときのあの勢いというのが急になくなつてしまつたからね。急になくなつたということは何があったか、こう思うわけだ。だから、そういう適当な妥協点でこういう重要問題が決まつたとして、私は甚だ遺憾に思っているわけだ。

それからもう一つは、NTTに郵政省の人で俗に言う天下りという方がいらつしやると思うのでありますが、四分割したときに、まさか天下り先がふえたかなどといつて喜んでゐるなどということのないように、あらかじめ私から質問の中で申し上げておきます。

以上で、小坂憲次委員に質問を譲ります。どうもありがとうございました。

○木村委員長 小坂憲次君。

○小坂委員 太陽党の小坂憲次でございます。

昨日に引き続きまして質問させていただきますが、昨日も申し上げましたように、私は、今回の法改正で実現すべき目標は、国民が望んでいるものは、世界の最先端を走る豊かな創造性と活力に満ちた日本の電気通信事業の姿である、すなわち電気通信事業は日本の産業のインフラである、という考えから、活力を持った形にしていこう、これが本来の目的であって、NTTを弱体化させることが、そして国内競争の上でほかにも負けるぐらいうんと弱体化させるとか、あるいは逆に、新規参入会社が戦った末になかなかうまくいなくてみんな疲れ果ててしまった、こんな状態になることは全く望んでいないということで、これが基本的な考え方だということを、改めて昨日に引き続いて、その前提でありますということを申し上げておきたいと思っております。

そういう前提に立つて若干残っている質問をさせていただきます。

まず、大臣にお伺いいたします。接続ルールの将来展望についてどのように考えていらっしゃるのか、今後の課題はどういうものがあるのだろうか、それから接続ルールについて、将来また見直すということもあるのかどうか、この点についてまず御見解を伺いたいと思っております。

○堀之内国務大臣 情報通信分野は、極めて激しい変化をいたして、そしてまた大きな進歩を遂げているところでございますので、一度制度を定めたらといて変化に応じた見直しをしないというわけではありません。今後ともこの情報通信分野におきましては不断の見直しが必要と考えております。

このような観点から、今回の接続ルールにつきましても、法律の施行後三年を目途といたしまして必要に応じて見直しを行う旨の規定を改正法案に盛り込んだところであります。今後の市場環境の変化や技術革新等の状況に応じて見直しを随時行っていくと考えてございます。

○小坂委員 大臣の方針は確認させていただきました。

今いろいろな電話がありますね。昔は黒電話で、全部線がつながっていたわけですが、今はPHSあり、あるいは携帯電話あり。今、PHSと携帯電話の間を接続しようとする、NTTさんのドコモとNTTパーソナルの間はそのままつながるのですね。当初は違ったのですね。たしか特別番号を回してつないでいた。特別な付加料金か何かがかかったと思います。今はほかの、例えばDDIポケットですか、それからもう一つのアステルとか、こういう電話とドコモとの間をつなこうとすると、どうなっていましたか詳しくは覚えていませんが、要するに、PHSの方から携帯にかけようとする特別な付加番号が必要になりました。付加料金を取られるのですね。

ですから、そういうことを考えますと、本来第一種通信事業者に課せられた義務としては、自由に接続できるようにせなければ、これには経費がかかるということであらば、これは自由とは言えないわけですね。ですから、そういうことが今後発生しないように、基本的な方針を立てておかなければいかぬと思うのですよ。

PHSというのはこんなに普及すると思わなかったから、多分そういう接続のためのアダプターみたいなものが必要になっちゃったのでしょね、きっと。ですから、今回はしょうがないのかもしれないのですが、今後はそういうことが起こらないようにしてもらわなければいけない。

特に、今度は衛星携帯電話とかいろいろなものが出てくるのですね。こういうものも想定して、ちゃんと接続の自由を確保するというのを郵政省はどのように考えているか。

三年といいますが、三年後の見直しのときには、これは意外ともう衛星通信はスタートしているのではないかと思うのです。ですから、そういうときにまたばらばらな付加料金がかかる、これでは困るので、そういうことはさせないというように基本方針をお持ちかどうか、確認させていただきます。

きたいと思っております。

○谷（公）政府委員 何しろ電気通信分野は技術革新が非常に速いものでございまして、事業者が設備投資を行います際に、先々出現いたしますいろいろなサービスについて予測をして、投資をしないかというところは非常に難しいわけでございます。そういうことで、事後的にそういう設備を追加していく必要があるということ、このこと自体はやむを得ないと思っております。ただ、御指摘のように、できる限り将来を見通した対応をしていくという必要はあるだろうと思っております。

それからまた、今後円滑な相互接続をしていくためには、国際的な動向も踏まえまして、事業者、メーカー等の関係者が協議を行って、実装可能な技術仕様を策定、公開して円滑な利用を可能とする体制を確立していくということも、今申し上げたような意味から重要なことでございまして、そういうようなことも含めて考えていかなければならないと思っております。

○小坂委員 今局長がおっしゃったように、将来展望というものは必要です。衛星携帯電話というのはもう視野に入っているわけですから、そういうものの接続は十分に配慮して、NTTさん、あるいはKDDさん関係して、NTTさん、今の郵政省の方針に従って努力をしていただきたいと申し上げておきます。

NTTさんに伺いたいのでございますが、NTT再編後、地域会社が端末機器の製造部門に進出していくというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

要するに、これから、回線網もさることながら、端末の利便性といいますが、機能が非常に重要になってくるだろう。そしてNTTさんは、今度は研究部門を、現場の方の応用研究と基礎的な研究、両方とも一体的にできるような体制を引き続き持つということが今回の建前でありまして、そういうことで大変に開発力があるということになってまいります。これは製造分野までどんどん出ていくってやるつもりなのかどうか、この辺でひとつ

確認をさせていただきたいと思っております。

○井上参考人 実は、通信機器の製造などのメーカーへの問題でございまして、けれども、このメーカーへの進出問題については、民営化以降は、既存の市場秩序といえますか、今まで日本の通信を発展させてきた仕組みというものを配慮して、進出しないということとずっとやってきております。

再編後でございますが、実はこれは今後の再編各社のサービス提供上の必要性とか企業提携の関係から検討しなければいかぬ課題かもしれませんけれども、現時点でそのような分野に進出するということは考えておりません。

○小坂委員 現時点でというところが全部免責されてしまうようなところがある、もう少し明確に答えてもらいたいと思いますが、現時点で決めているのであれば、これ以上聞いてもだめなのかもしれせん。

しかし、今回のNTTの分割というこの方式は、先ほど申し上げましたように、NTTを弱体化させるといふものではないのですが、同時に、新規参入会社が、とてもかなわぬと言っているが、たばた倒れていくという状態も日本の通信事業の将来にとって好ましい状況ではないのであります。その辺は、NTTとしてのしっかりとした方針、公共の福祉のために尽くす、そしてまた電気通信事業全体の発展のために貢献する、この基本的な考え方を忘れないようにお願いしたいと思っております。宮津社長の御決意をひとつ。

○宮津参考人 周りがみんなばたばた倒れていくんじや困るというお話はそのとおりでございます。そうかといって、こちららも倒れてしまったらどうしようもないということでございますので、その辺のところの立場というのは非常に難しくございまして、過去の経緯もありまして、NTTはそういうことでずっとやってまいりましたし、日本の通信業にとっても大事な存在でないかというふうに分で言いつけておきます。おっしゃる通りに、両方の面を見ながらしるべく努力し

てまいりたいと思います。

そのためには、いろいろな方の意見もよく聞くというか、社風としてもやはりもっと広くオープン化していくというような要領の努力も必要でないかというふうに考えております。これは付言でございます。どうもありがとうございます。

○小坂委員　社長は今そういうふうにおつしやいました。それは負けでもらつては困るのですよ、しかし、ひとり勝ちというのは困るのですね、これは。

今回の法改正の趣旨というのは、特殊会社という形をとってみたり、あるいは方針としては、N、ITに、海外のいわゆるワールド・パートナーズ、グローバル・ワンあるいはコンサートといったような、それぞれのメカキアとの競争に負けなような体力的なものでありまして、外へ出て行って、海外の市場を日本の技術でまもっていかねばならないというのが基本的な考え方ですから、国内競争に勝つてもらおうということややっているわけではないということだけは申し上げておかなければいけません。それがやはり日本の通信事業の発展にとりまして、不可欠なことだと我々は考えておるし、ここにいる全員がそう思っていると思います。ぜひともその点をお忘れなくお願いをいたしたいと思ひます。

KDDIに關してのご意見ですが、KDDI法の廃止については、今後の國際市場の動向を踏まえてという回答を本會議のときにいただいたのですね。そして検討するということなのでありますが、私は、今の國際市場の動向を見ると、もう既にKDDI法は必要ない段階になっているというふうに思うのでありますよ。このまま続ける、市場動向を見てと言うが、一体いつかというところ、このまま置いておいたらKDDIはつぶれちゃうぞ、もうだめだ、これ以上足かせはできないというときに取つてもらつても、そのときは手おくれかもしれない。

ですから、国際市場の動向を見てという御回答

でありましたが、私は、もう既に、現在の国際市場の状況はKDD法を必要としていない、こう思っておりますが、もう一度大臣の御見解を伺いたいと思います。

○谷公) 政府委員 国際通信の確保、大変重要な問題でございます。各国もそれぞれにそれなりのところでございまして、現在我が国の状況を見ますと、KDDは、世界各地、二百三十三の国または地域に対して回線を設定してサービスを提供できる体制を整えておりまして、現段階におきましては、このような国際的なネットワークを整備しておりますものは、残念ながら我が日本国ではKDDだけでございます。

ただ KDD 以外の国際通信事業者も参入いたしましたから、国際的展開について非常に努力をしまし、てまいっております。私どももいたしましては、KDD だけでなく他の事業者も含めて活発な国際展開が早く実現してもらいたいということを期待しております。

それまでの間は、KDDにつきまして、そう長い期間ではないかもしれませんが、日本の、日本の国際通信を守るといふ観点から、やはり特殊会社の制度が必要であるといふふうに考えておるわけでございます。

○小坂委員　そんなに長い期間ではない。では、聞きましよう。五年は長いですが、三年は長いですか。

○谷(公)政府委員 このことにつきましても、競争の状況を実現いたしますのは、基本的にＫＤＤ及びその他の国際通信事業者とそれから国際環境でございますので、私の方で三年、五年と区切って申し上げることはお許しいただきたいと思います。

○小坂委員　もう今既になっているといつて、三年でもない、五年でもない、答えられないと言われるとちよつと困るんです。非常に不安になります。

KDDさん、いかがですか。今のKDD法は五年続くかもしれないですよ。それで、十分にメ

○西本参考人　お答え申し上げますか。

○西本参考人 お答え申し上げます。

現在政府の方でも検討を進めておられるということでもございますけれども、私どもは目前に競争をしておりまして、この競争環境の変化というのは非常にようございます。そしてまた、今回の法改正によりまして、NTTさんの再編が進行していく、NTT長距離会社が民営化されるということでもございますけれども、その時期までに、遅くともそれ以前にKDDもこれと同じような形にさせていたきたいというふうに考えております。

○小坂委員 KDDさんもう言っていますので、郵政省も考えておいていただきたいと思います。

きて、今回の法改正で、再編前にも、法律の施行前にもNTTは国際通信会社への出資が可能にな

ると書いてございます。国際通信会社への出資ということは、すなわち、今NTTはKDDの株を

九・九九%所有しておるわけでありませう。これをそのまま考えれば、こんなことは考えていない

買う増してKDDに直接投資をする、すなわち、

NTTがみずからの国際通信事業会社の位置づけのもとにこれとは別に新たにKDDの株式を買

い増す、あるいは現在持っておりますものを子会社の所有とするということにつきましては、国内通信分野の支配的事業者が国際通信分野における支配的事業者の株式を取得することとなるわけでございまして、我が国の通信事業における競争の

促進、これは、現在のこのお願いしております制度改正自体が、それぞれ別に競争の単位として活

発な競争を展開していくことを期待してお
るわけでございますので、それが一つの事業体の

方向に向かつてまいりますということにつきま
しては、その趣旨に反し、競争の促進に逆行いたし

ますことから、好ましくないことというふうに考えております。慎重に検討していくべきだと考え

ております。
○小坂委員 好ましくないということです。

その点について、今、宮津社長の御意見を聞きたいと申し上げましたが、あわせて、西本社社長の御意見も、両方ともお聞きしたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 失礼いたしました。

NTTが国際通信事業に出資をいたしますには認可というのが必要ということで、附則に書いてございまして、NTTがその子会社をみずからつくるということではなくて、KDDの株を買い取るという形で国際通信事業に出資するという場合には、認可が必要になります。大変失礼いたしました。

○宮津参考人 KDDの株につきましては、今ちょっと郵政の方からお話ありましたけれども、前のいきさつで、持っています。それで、私どもがKDDの株をどうしても取得しようと思つてあれこれやつて手に入れたというふうに思ふより前から持っておりまして、いきさつですつとやつてきているので。

でも、いずれにしても、九・九%という量のものを持つてゐるわけですから、今度の再編に絡んで今後こういう新しくまた秩序ができるわけですから、その株の問題については、どういふふうにするかというのは、やはりけじめをつけなきゃいけないのではないかとこのうふに思つております。どういふふうにするかということとは、ちよつと今申し上げられませんが、これから検討させていただきます。どうもありがとうございます。

○西本参考人 お答え申し上げます。

先ほど谷局長から御説明がありましたように、NTTさんが現在KDDの株を持っておりますのは歴史的経過によるものでございまして、ただし、その場合も、KDDの経営に關与するものではないという前提で所有されております。

そういう意味では、そういう前提が続く限りにおいては、当面このままでも差し支えないのではないかとこのうふに考えております。

○小坂委員 これ以上の回答を引き出すことはこの場では無理だと思ひますが、基本的な私の考え方は皆さんにも御理解いただきたいと思います。

なわち、NTTがKDDの株を買い増すような方針に出ること、それは最初に申し上げたような方針に反しているということで、これは慎んでいただきたい、現在NTT株の三分の二を政府が保有し、またそのNTTがKDDの株の九・九%を所有しているという状況は、できるだけ早くこの状況を是正する必要があるということを指摘して、この質問を終えたいと思ひます。

もう時間がないので、次の質問へ参ります。残念ですが、まだたくさん聞きたいことがあるのですが、簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

継承会社に継承させる資産、債務並びにその他の権利及び義務については、これは法律に規定がございしますが、私が聞きたいのは、NTT東、NTT西、この両者が資産を共有することができるといふか。コンピュータのように、バックアップを含めて東に一つ、バックアップのコンピュータを西に一つというようなこともあるのだと思ふのですが、こういったものは、両方があつて初めて機能するのでありまして、これは両者が共有することもあるのかどうか。この辺についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。NTT、お願いします。

○木塚参考人 お答えします。

まだ子細に設備の点検をしております。資産を振り分けるときには設備を全部点検いたしますが、ざつと見たところでは、共有する部分があるというふうに今思つております。しかし、例は非常に少のうございします。

○小坂委員 残念ながら時間が来て、もう少し聞きたいのですが、共有する可能性があるということとあります。その割合が多ければ多いほど、何のための分割かという話になるのでありまして、財産、資産をみんな共有したら、これは、そういう本来の法改正の趣旨を骨抜きにすることになると思つております。その辺は、運輸省も十分に心して見守つていただきたい。

残念ながら時間が参りましたので、以上で本日

の質問を終えたいと存じます。参考人の皆さん、長い間どうもありがとうございました。

○木村委員長 この際、参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております各案審査のため、来る二十日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等は、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

平成九年五月二十七日印刷

平成九年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局